

## はじめに

当社では、従来からネットワークのオープン化を進めるとともに、相互接続について自主的にルールを定めて推進してまいりました。特に他事業者様との円滑な接続の実現に向け、相互接続の手続き等を解説した「相互接続ガイドブック」を発行しております。

当社では、ブロードバンドサービスを始めとした情報通信市場全体の更なる発展のためには、他事業者様個々の努力による事業拡大はもとより、他事業者様相互間の協調関係によりネットワーク自体の価値を高めてゆくことが必要であると考えております。当社のネットワークと他事業者様との相互接続においては、これまでどおりにご利用いただけることはもとより、これまで以上に他事業者様向けに使い勝手の良いネットワークリソースの提供に努めていきたいと思っております。本冊子をご活用のうえ、当社のネットワークの積極的なご利用をお願いいたします。

## 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。

②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報は、ホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/>

## お申込み頂く前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくことになりますが、速やかな接続の開始のために、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

# 相互接続に関する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者様からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者様のご利用しやすい、他事業者様から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

## ● 接続要望に関する基本的な考え方—すべての接続要望にお応えします

- ・接続約款に規定した費用をお支払いいただきます
- ・当社が接続をお断りするのは接続約款(第22条第1項)に規定した以下の5つの場合です
  - ①当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
  - ②接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合
  - ③接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠っている場合又は怠るおそれがある場合
  - ④接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合
  - ⑤接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じない場合(③に掲げる理由を除きます。)

## ● 相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します

# 目 次

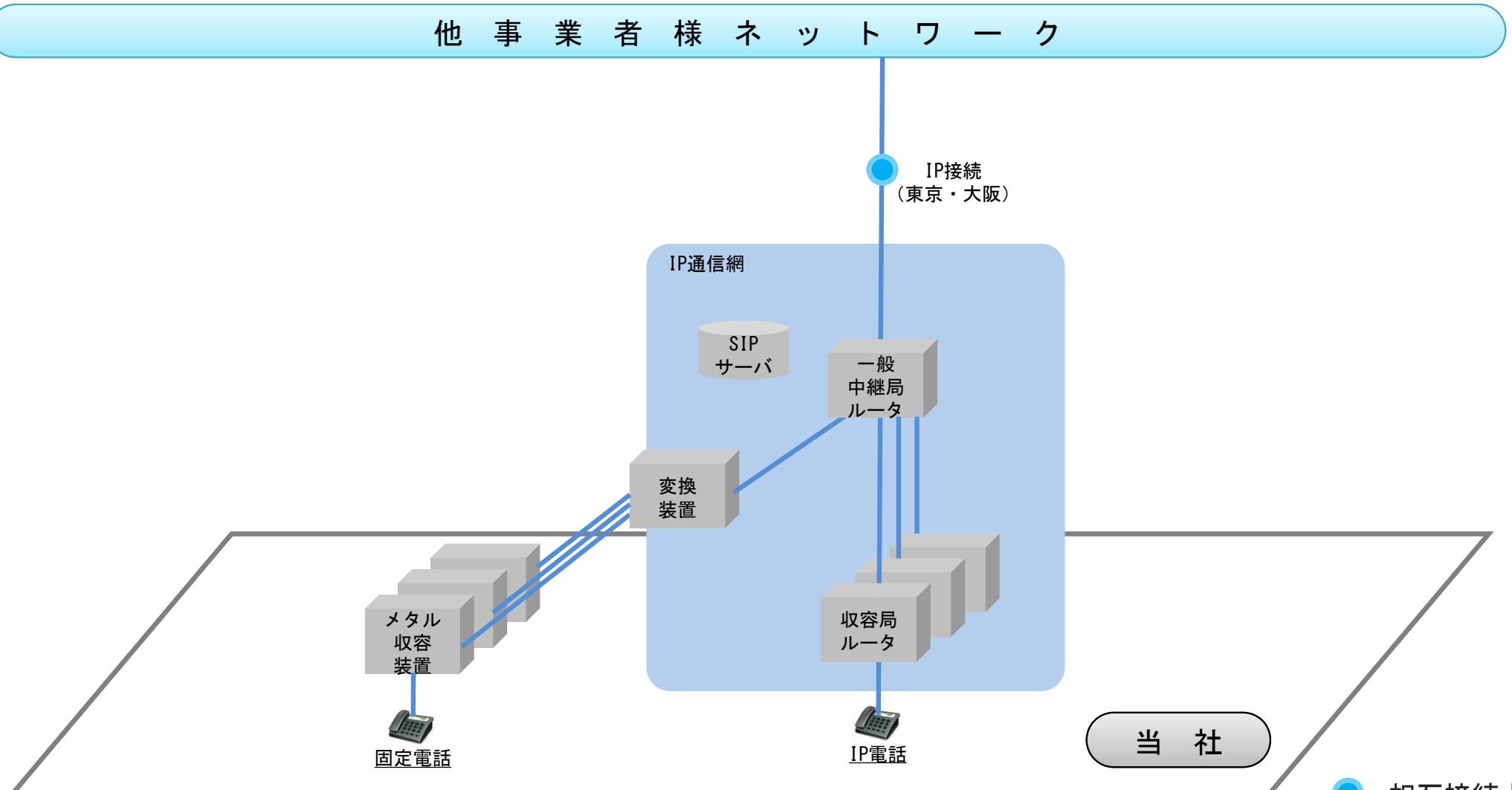
はじめに	1	III-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ①	30
本ガイドブックの構成について	2	III-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ②	31
相互接続に関する基本的な考え方	3	III-3-②他事業者様が工事、保守を実施する場合	32
		III-3-③当社が工事、保守を実施する場合	33
		(参考) コロケーションに関する標準的期間	34
		(参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準	35
第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要			
I 当社のネットワーク構成（電話網）	6	III-4-① 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）	36
II 当社のネットワーク構成（ISP接続用ルータとの接続）	7	III-4-② 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）	37
III 第一種指定電気通信設備	8	III-5 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）①	38
IV 標準的な接続箇所と技術的条件	9	光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）②	39
V 相互接続に必要な契約等	10	III-6 光回線設備接続申込み（局内光ファイバとの接続の場合）	40
VI-1 相互接続に関わる主な費用（1）（内容、請求方法等）	11	III-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み	41
VI-2 相互接続に関わる主な費用（2）（設備対応イメージ）	12	IV 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修	42
VI-3 相互接続に関わる費用（網使用料）の支払い義務について	13	IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修	43
（参考）第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法	14	IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）①	44
VI-4 相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務について①	15	IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）②	45
相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務について②	16	IV-3 基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）	46
VI-5 相互接続に関わるその他の費用負担（コロケーションスペース等）について	17	IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み（個別要望開発）	47
VI-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について①	18	（参考）網機能提供計画で届け出た機能のご利用について	48
相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について②	19	IV-5 個別建設契約・設備工事	49
VI-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認	20	IV-6 中間配線盤に係る手続き	50
VI-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い	21	V 相互接続協定等の締結	51
第2章 相互接続開始までの手順		V-1 相互接続協定等の締結	52
I 調査から相互接続開始までの概要	23	V-2 接続に関してご協力いただく事項	53
II 相互接続手順（全体フロー）	24	（参考）接続試験の概要	54
III 調査から接続申込みまでの手続き	25	VI お問い合わせ・申込み等の窓口	55
III-1-① 事前調査申込み	26		
III-1-② 事前調査回答	27		
III-1-③ 接続申込み	28		
III-2 事前照会申込み	29		
第3章 各種様式			
各種様式について			57

# 第1章

## 当社ネットワークとの相互接続の概要

# I 当社のネットワーク構成（電話網）

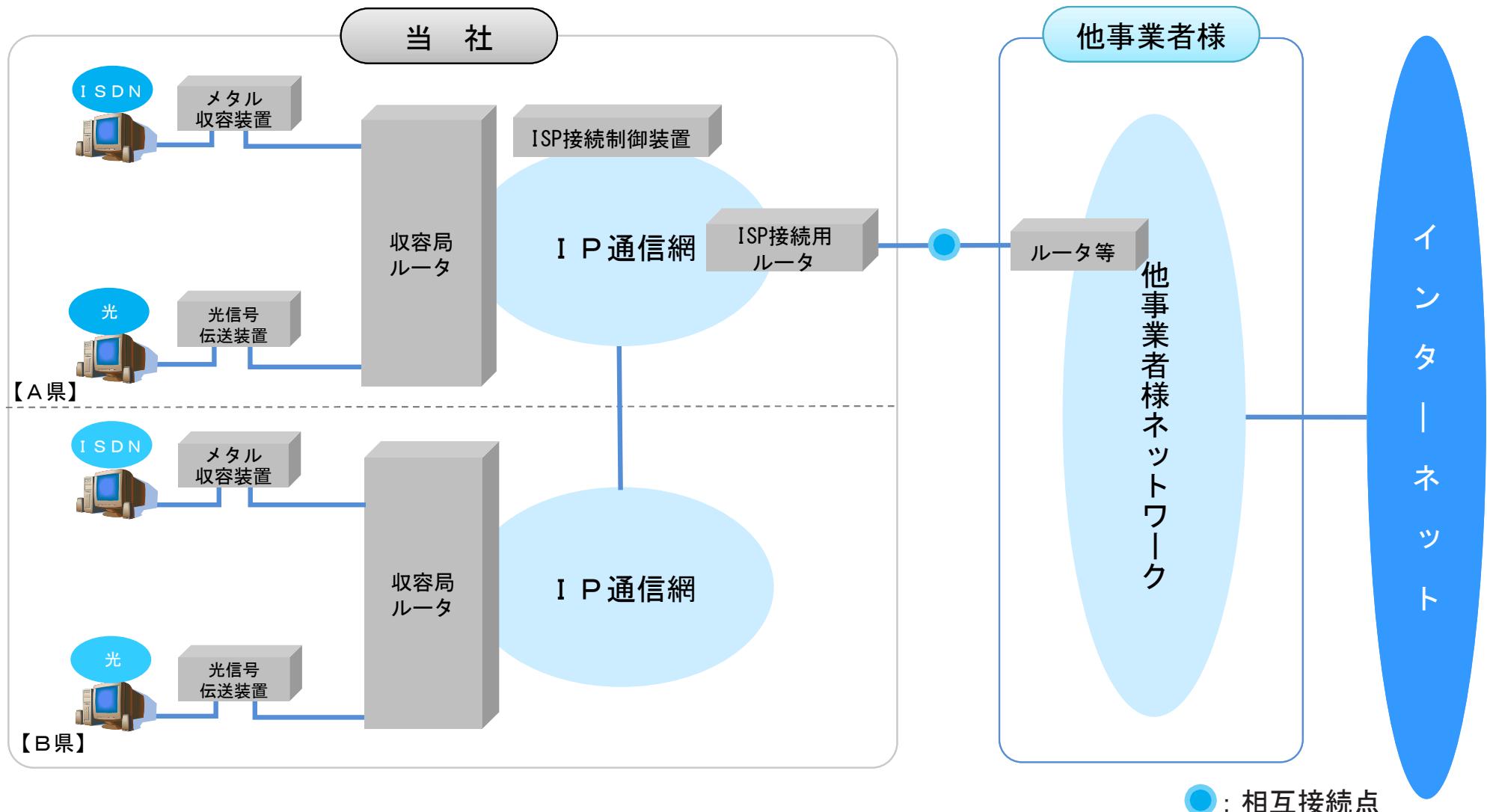
当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内・県間通信を提供します。  
下図は当社のネットワーク（電話網）の構成イメージです。



○ : 相互接続点

## II 当社のネットワーク構成(ISP接続用ルータとの接続)

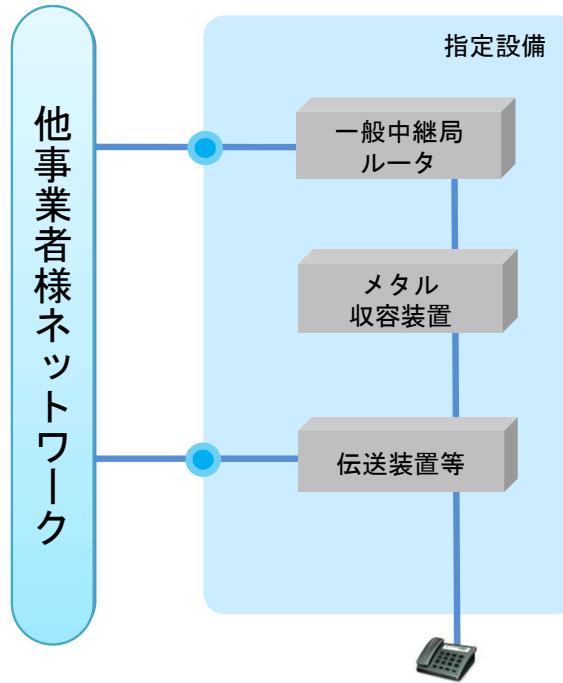
当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内・県間通信を提供します。下図は当社のネットワーク（IP通信網）の構成イメージです。



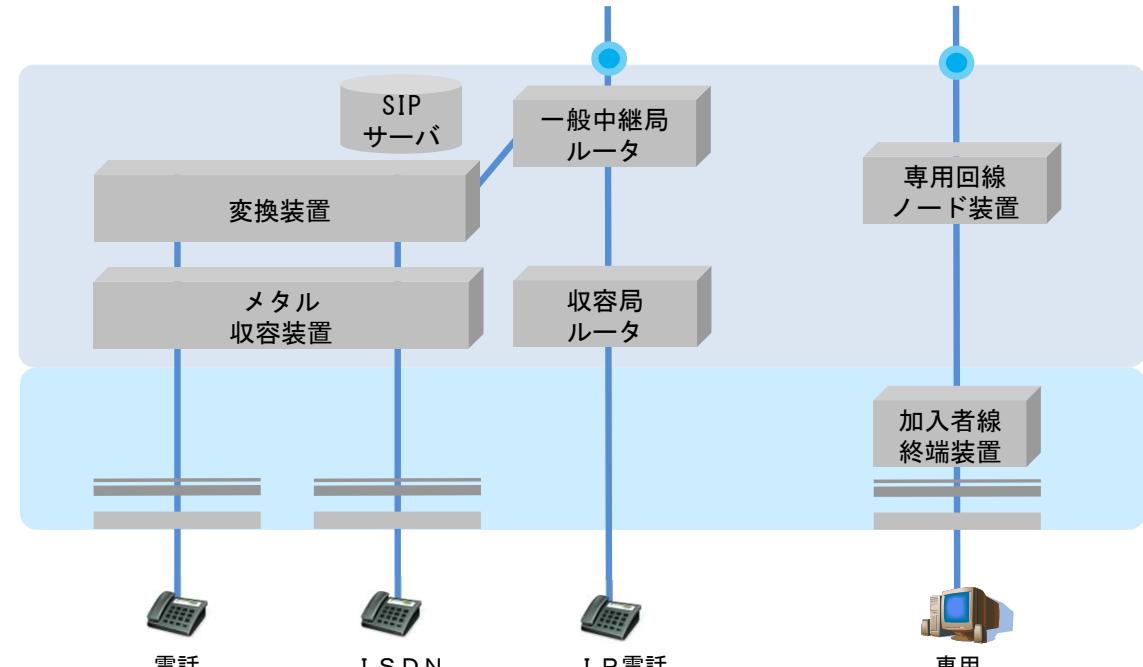
## III 第一種指定電気通信設備

本ガイドブック内で解説する当社の設備は、主にお客様サービスを提供する上で不可欠な設備として総務大臣より 指定※された「第一種指定電気通信設備」です。

第一種指定電気通信設備の範囲  
(設備イメージ)



第一種指定電気通信設備の範囲  
(サービスイメージ)



●：相互接続点

### 解説

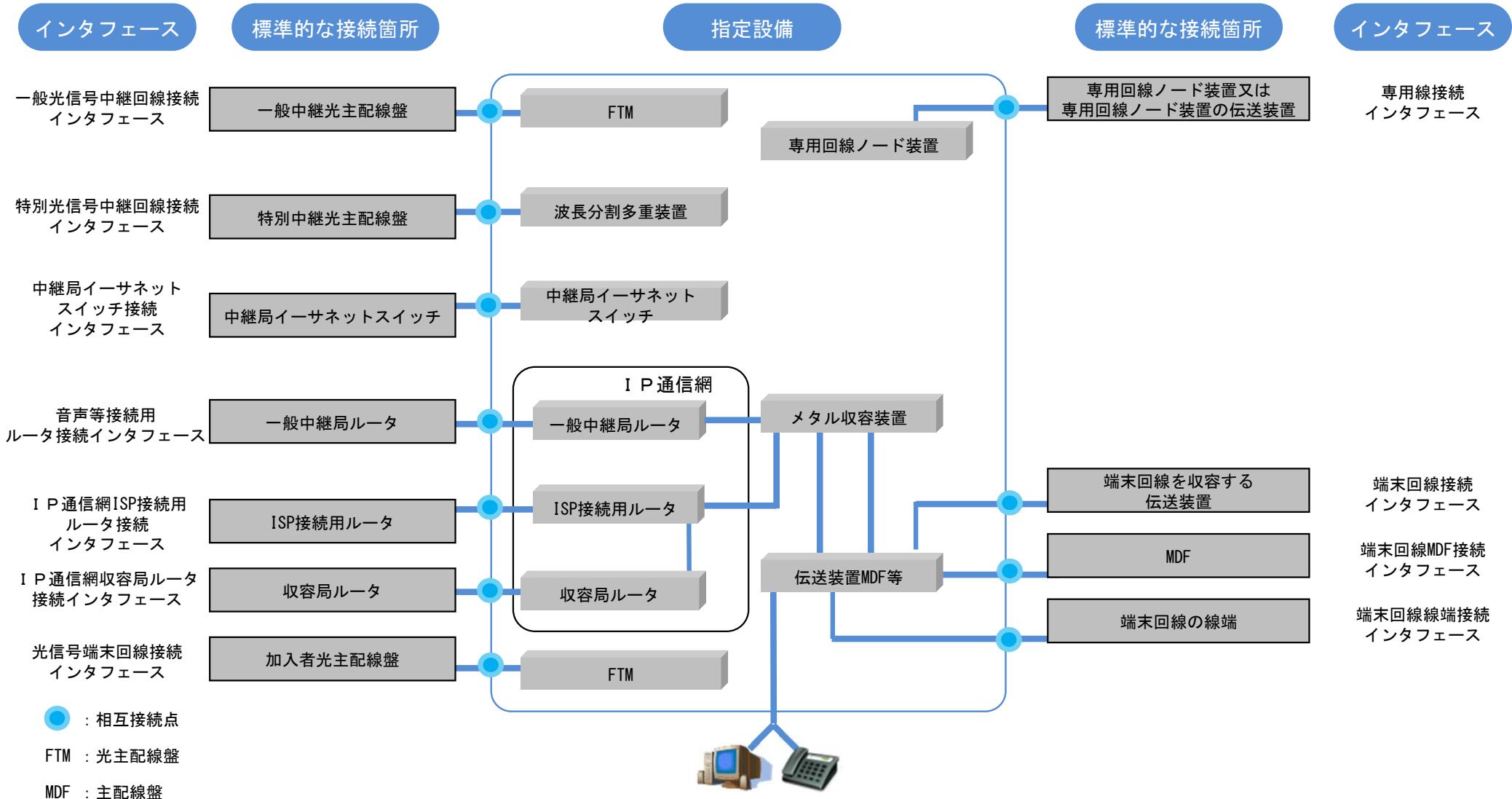
※ 平成13年総務省告示第243号により規定

## IV 標準的な接続箇所と技術的条件

当社では接続約款第5条において様々な接続箇所を規定しております。各接続箇所でのインターフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるように接続約款（技術的条件集）の中に記載しています。

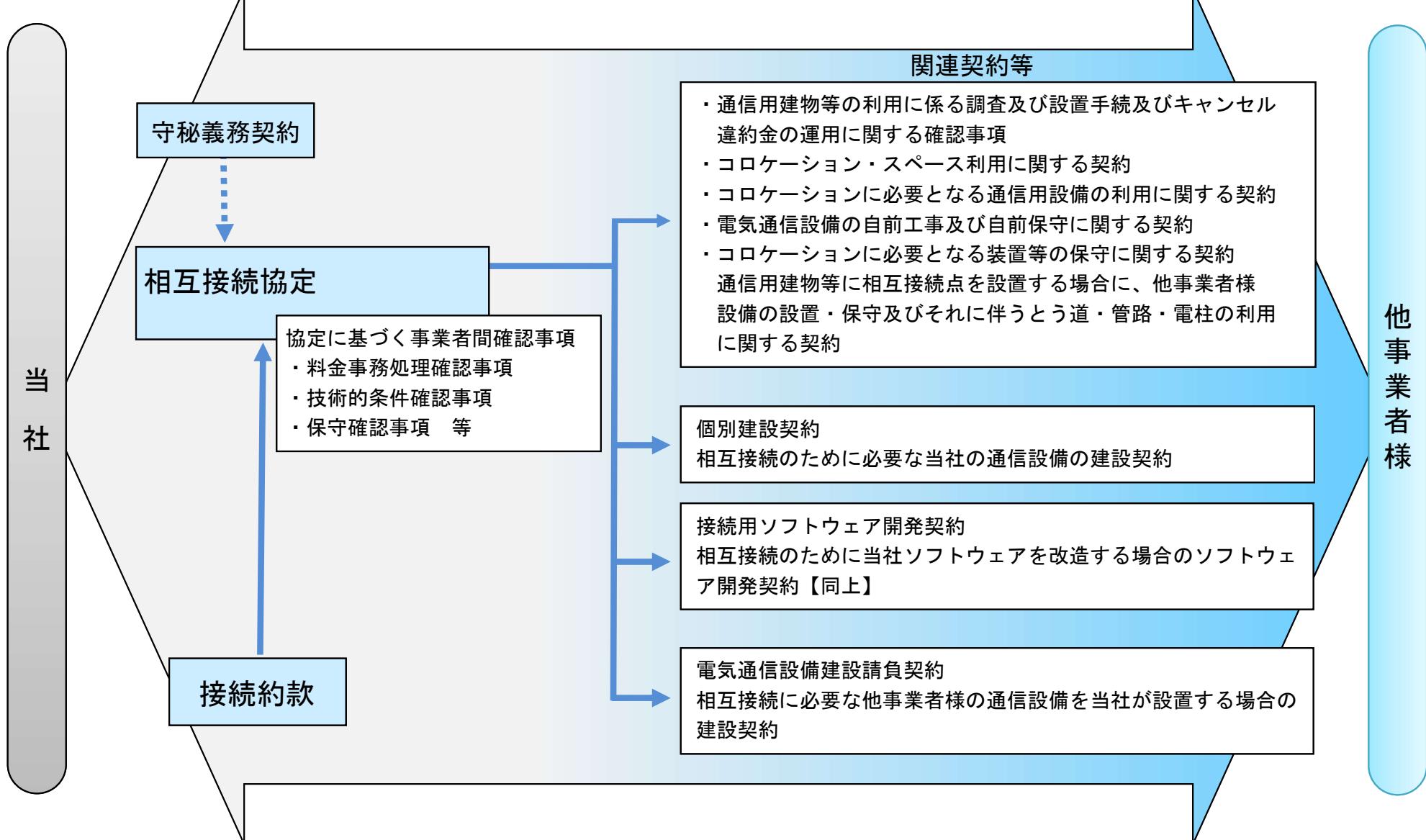


接続約款第5条、技術的条件集



## V 相互接続に必要な契約等

相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



# VI－1 相互接続に関する主な費用（1）（内容、請求方法等）

当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。

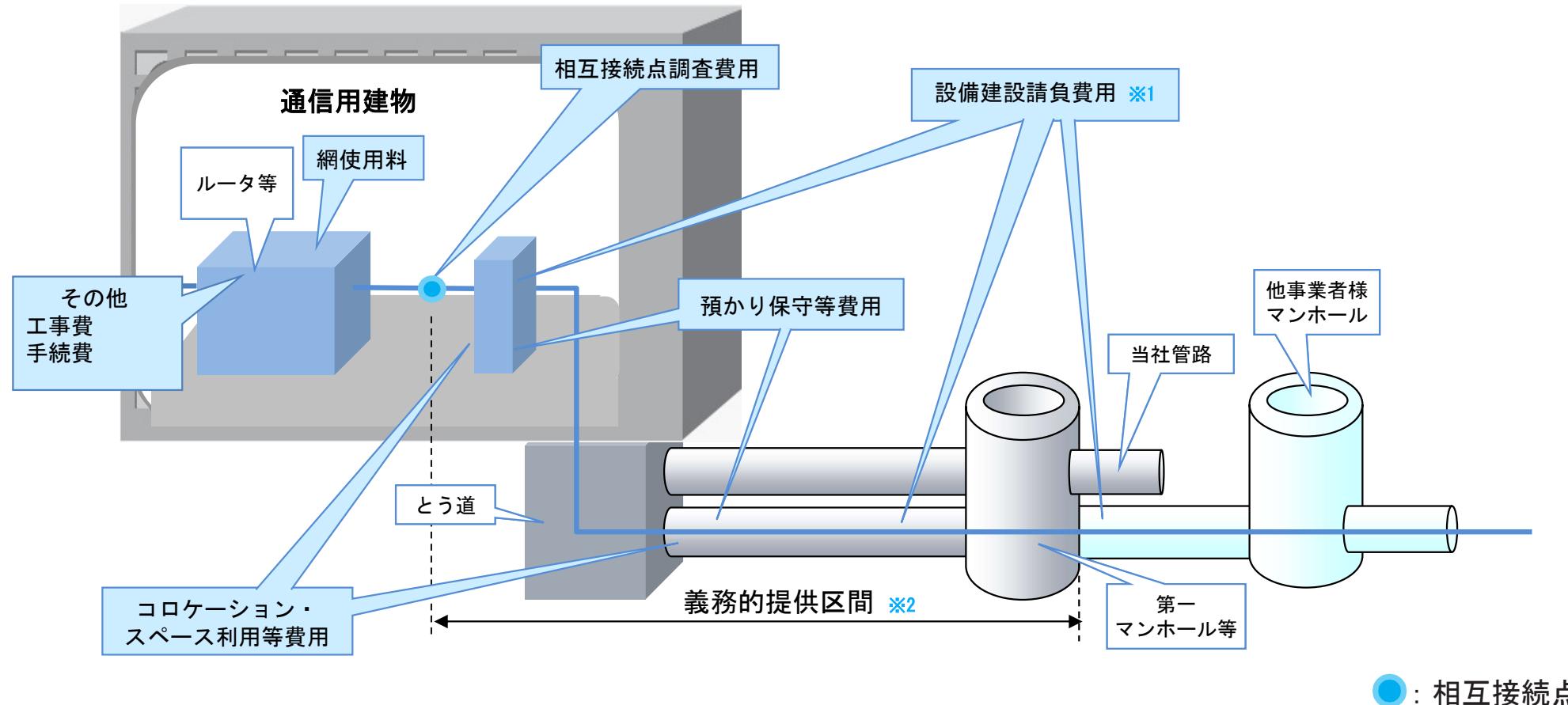


料金表

項目	内 容	費用請求方法等
網使用料（接続約款 料金表 第1表第1） 相互接続通話料 接続専用線 光ファイバ回線 DSL回線 等	・ネットワークの基本的な接続機能の使用料	・通話量、回線数等の利用見合いで使用料を算定し、暦月単位で集計、請求します。
網改造料（接続約款 料金表 第1表第2） 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費	・他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するため当社ネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料	・改造に要した費用（個別建設費、接続ソフトウェア開発費等）を年額料金に計算し、12分の1を毎月請求します。*利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。
工事費（接続約款 料金表 第2表第1） IP通信網データ設定工事費	・他事業者様の要望により、IP通信網接続装置等にIPアドレス等を登録する場合の工事費用	・発生工事毎に請求します。
手続費（接続約款 料金表 第2表第2） 相互接続点に係る情報調査費 料金回収手続費 立会費 等	・他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用	・発生単位（件数等）毎に請求します。ただし、料金回収手續費等については毎月に請求します。
設備建設請負契約による費用（接続約款 料金表 第2表の2）	・他事業者様の設備を当社が受託して建設した場合の費用	・発生工事毎に請求します。
預かり保守等契約またはコロケーション・スペース利用契約等による費用（接続約款 料金表 第3表）	・他事業者様の設備を通信用建物等にお預かりする費用または設備の設置に要するスペース相当の費用等	・月額または年額を計算し、その月額または年額の12分の1を毎月に請求します。
光信号引込等設備に係る費用（接続約款 料金表 第4表）	・光信号引込等設備を撤去する場合の費用	・発生工事毎に請求します。
その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額（接続約款 料金表 第5表）	・中間配線盤を利用して接続する場合の費用	・1ポート毎に月額で請求します。

## VI-2 相互接続に関する主な費用（2）（設備対応イメージ）

通信用建物等（とう道、マンホール含む）に相互接続点を設置する場合に発生する主な費用と、費用に対応する設備のイメージを示します。



### 解説

- ※1 他事業者様のご要望により当社が他事業者様の設備を建設する場合に発生します。
- ※2 相互接続点調査及び設置申込みによる提供区間

## VI－3 相互接続に関する費用（網使用料）の支払い義務について

網使用料の最低利用期間については、接続約款第64条（定額制の網使用料の支払義務）第2項の規定に基づき、専用サービス契約約款を準用します。



接続約款第64条

### 最低利用期間を適用する場合

※1

- ・光信号電気信号変換機能
- ・光信号多重分離機能
- ・イーサネットフレーム伝送機能
- ・端末回線伝送機能（第2欄ウ欄）
- ・端末回線伝送機能（加入者光ファイバ）（第6欄）
- ・光信号中継伝送機能（中継系光ファイバ）
- ・光信号局内伝送機能（局内光ファイバ・波長多重機能）

専用サービス契約約款に規定する高速  
ディジタル伝送サービスの最低利用期間  
に準ずるものとします。（1年）

- ・接続専用線
  - ・端末回線伝送機能  
(第3欄)
  - ・通信路設定伝送機能
- ・端末間伝送等機能

それぞれご利用いただく専用サービスの  
最低利用期間に準ずるものとします。  
(1年)

### 解説

※1 専用サービス契約約款上の最低利用期間を準用します。

なお、専用サービス契約約款規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。

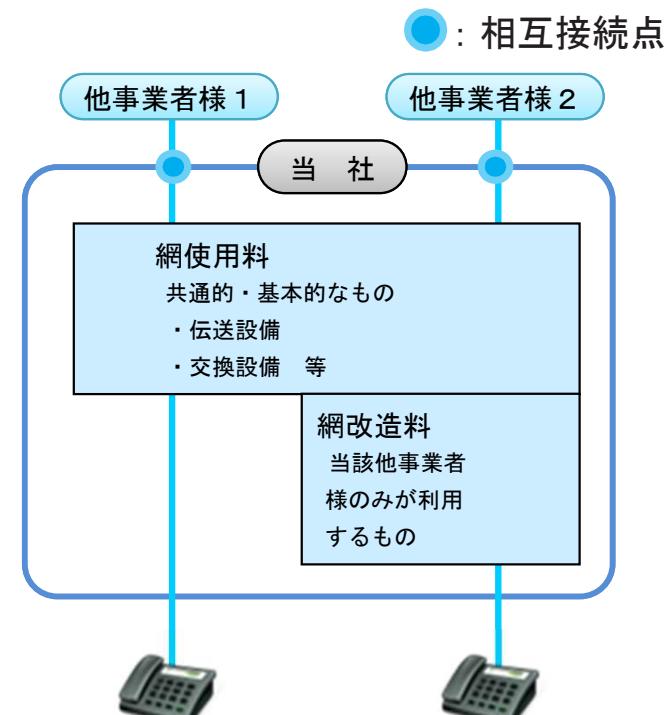
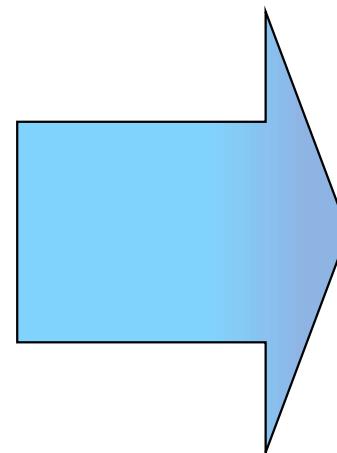
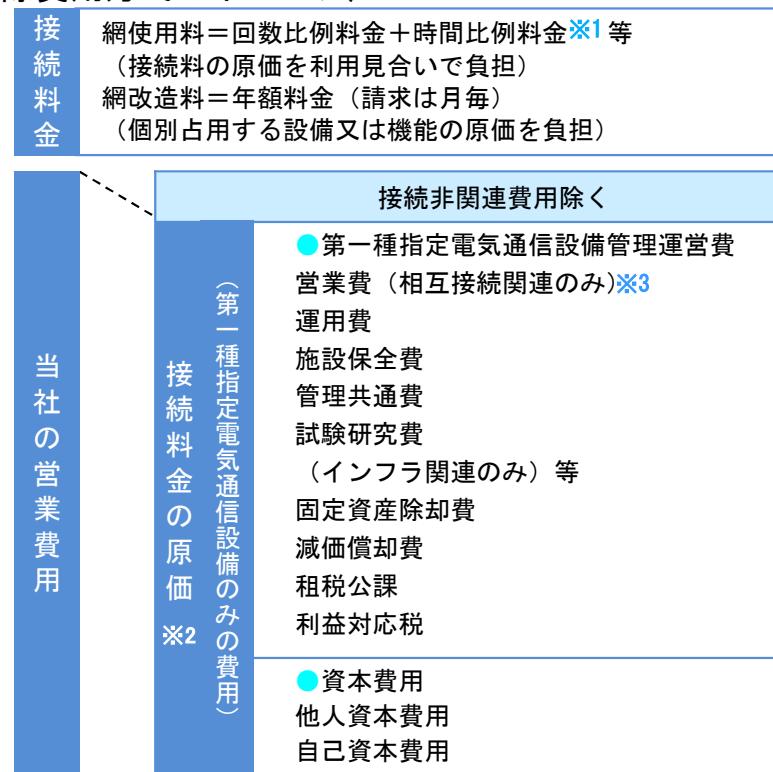
# (参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法

当社は、お客様サービスを提供する上で不可欠な設備（代替性の低い設備）として総務大臣より指定された第一種指定電気通信設備に関する接続料金（網使用料、網改造料）について、実際費用方式で料金を算定する場合には、電気通信事業法及び関係政省令に従い第一種指定電気通信設備のみの費用を接続料金の原価として算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

なお、提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、関係省令に従い、原価の算定期間を5年までの期間の範囲内とする場合があります。

また、網使用料のうち、電話及びISDNに係るコストについては、長期増分費用方式（LRIC）により、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて再構築した前提で算出した費用を原価として電気通信事業法及び関係政省令に従い算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

## 〈実際費用方式のイメージ〉



※1 : 定額料ご負担の場合もあります

※2 : アンバンドルされた機能毎に算定

※3 : 貸倒損失を含みます

## VI-4 相互接続に関する費用（網改造料）の支払い義務について ①

当社の電気通信設備又はソフトウェアを利用中止いただく際の手続や費用に係る規定について、個別管理対象設備の利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条、第36条の2、第36条の3、第66条、料金表

接続用設備の設置又は改修の申込み（接続約款第23/第29条）

接続用ソフトウェアの開発の申込み（接続約款第30条）

接続申込み（接続約款第21条）

機能の提供（複数の協定事業者様で利用）

利用中止申込み（接続約款第36条の2）※1

利用中止※2

●個別管理対象設備の利用中止申込書（様式22-2）

撤去（接続約款第36条の3）

当社が転用可能と扱うもの

転用

当社が転用不可と扱うもの

除却

●利用中止申込みを行った協定事業者様は下記の料金額をお支払いいただきます。

○個別管理対象設備が法定耐用年数※3を経過していない場合

料金額 = (未償却残高※4 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

●利用中止申込みを行った協定事業者様は下記の料金額をお支払いいただきます。

○個別管理対象設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

○個別管理対象設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

当社が個別管理対象設備又は光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を更改する場合は、事前に協議させていただきます。

### 解説

※1 複数の協定事業者様が当該機能を利用している場合には、全ての協定事業者様から同時に利用中止の申込みがあったときに限ります。

※2 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

※3 必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。

※4 (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数 残存期間比率 + 残存価額をいいます。

### 参考

個別管理対象設備：網改造料の対象となる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアのことを指します。

法定耐用年数：法定耐用年数経過後の正味固定資産価額となります。

未償却残高：取得固定資産価額のうち、網改造料の費用としてご負担いただいた分を除いた額となります。

撤去工事費：実費算定いたします。

転用物品価額：転用する際の物品の評価額となります。（定率法による償却をベースに算定いたします）

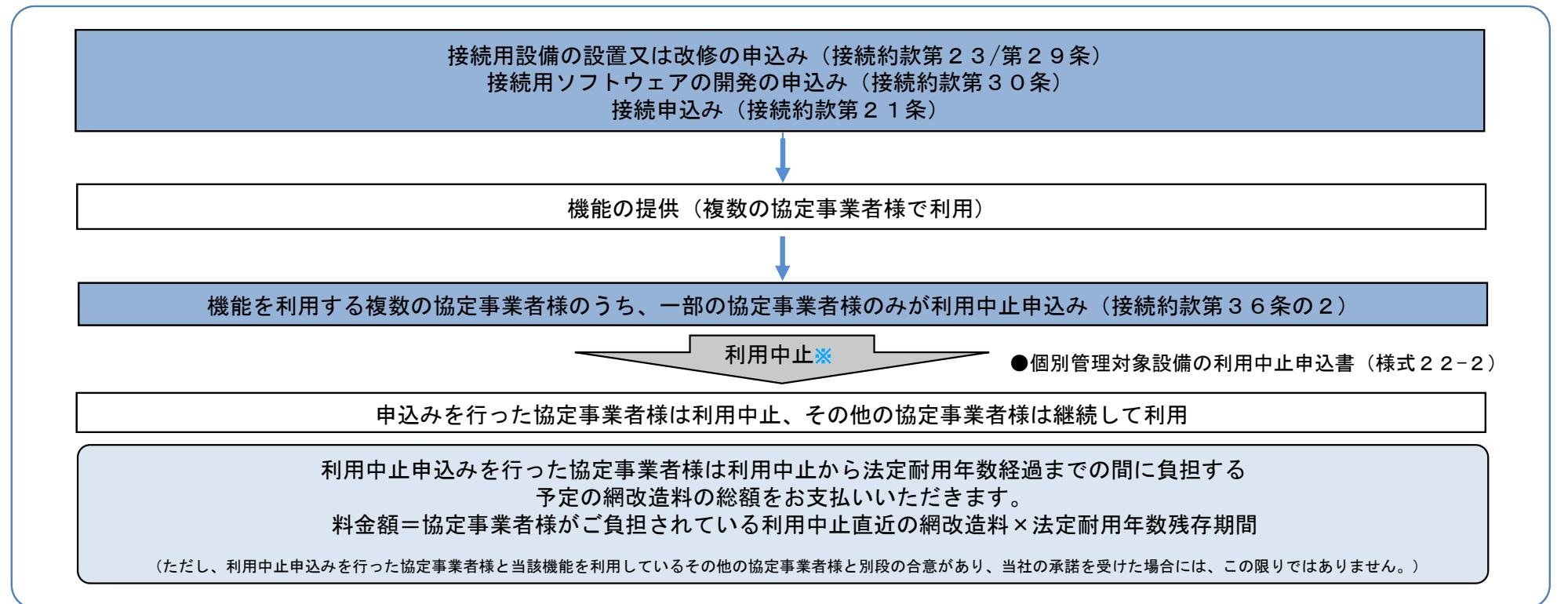
個別管理対象設備の転用可否状況：<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutual/other/>

## VI-4 相互接続に関する費用(網改造料)の支払い義務について②

複数の協定事業者様で利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者様のみが利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条の2、第66条、料金表



### 解説

※ 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。  
また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

# VI-5 相互接続に関する費用負担(コロケーションスペース等)について

当社のコロケーションスペース等に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



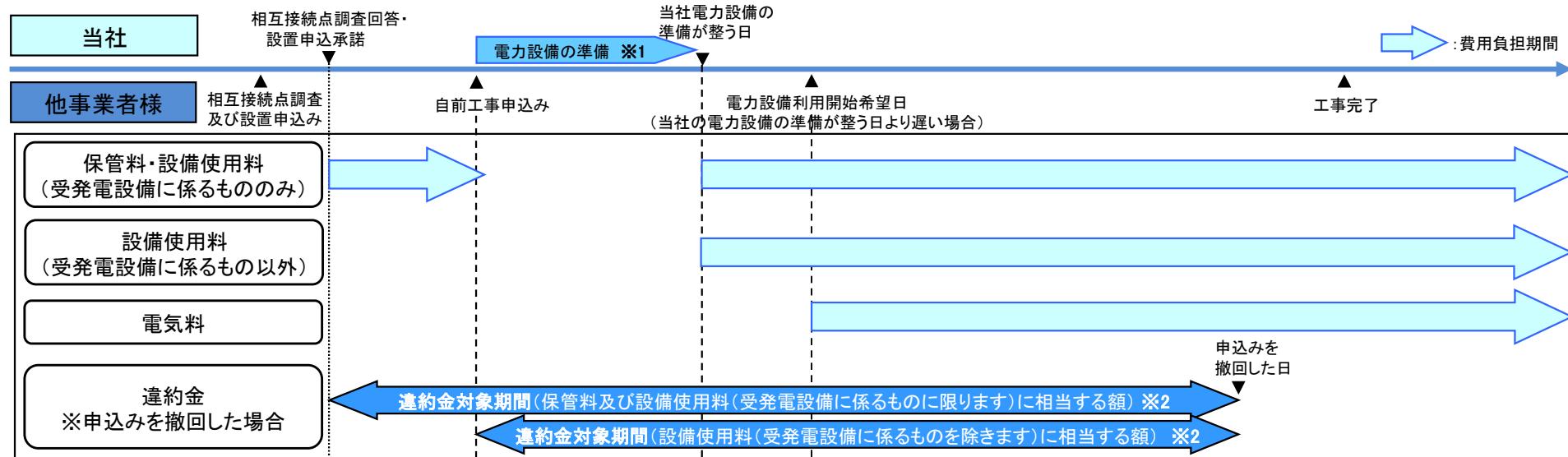
接続約款第78条の3、第95条

## コロケーションスペース等

- 接続事業者様が申込みをキャンセルされた場合の違約金について(撤回された部分の申込みにかかるものに限ります。)
  - ・相互接続点調査回答後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みがキャンセルされたときは、相互接続点調査回答から保留キャンセルまでの期間分の設備保管料(保管料に限ります)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります)相当を違約金としてお支払いただきます。
  - ・相互接続点設置工事申込み後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みをキャンセルされたときは、上記に加え、建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものを除き、MDFで接続する場合はMDF利用に相当する料金額(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄A欄(イ)①を含む)に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。

### ●接続事業者様が自前工事を行う場合の費用負担期間等について

(ただし、当社の電力設備の準備が整う前に自前工事に着手する場合など、この限りでない場合もあります)



※1 当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間は、費用の負担を要しません。ただし、当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の整う日の前日までの期間を、費用の負担を要しない期間から除きます。ただし、当社が電力設備の準備の内容を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間は、費用の負担を要しない期間から除きます。

※2 設備保管料(保管料に限ります。)及び設備使用料(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に係る費用のうち、既にお支払済みの費用については、違約金から減額させていただきます。

# VI-6 相互接続に関するその他の費用負担（光ファイバ）について ①

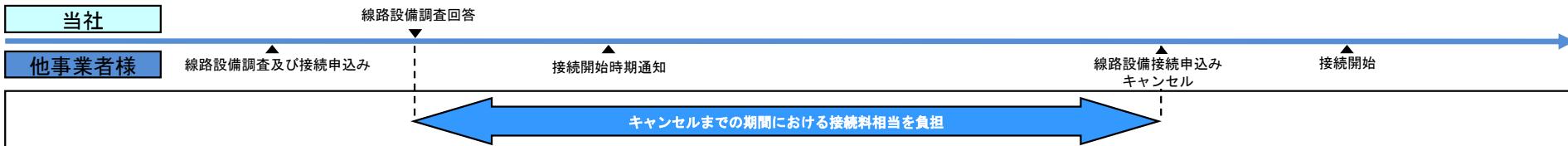
当社の光ファイバの申込みキャンセルおよびみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



接続約款第34条の3、第34条の4、第78条の2

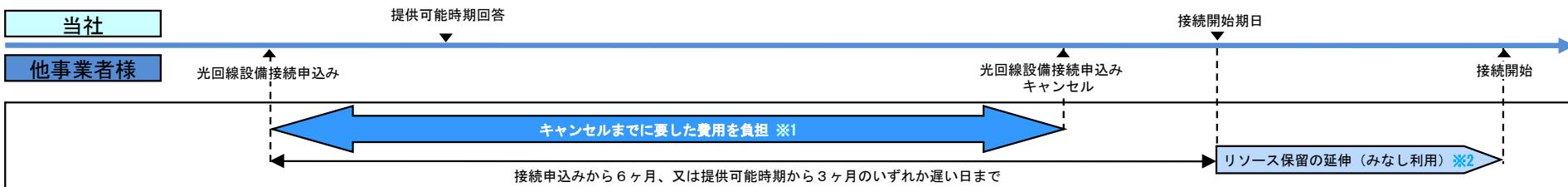
## 中継光系ファイバ

- 一般光信号中継回線について、線路設備調査回答後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間分の接続料相当を違約金としてお支払いいただきます。



## 加入者光ファイバ

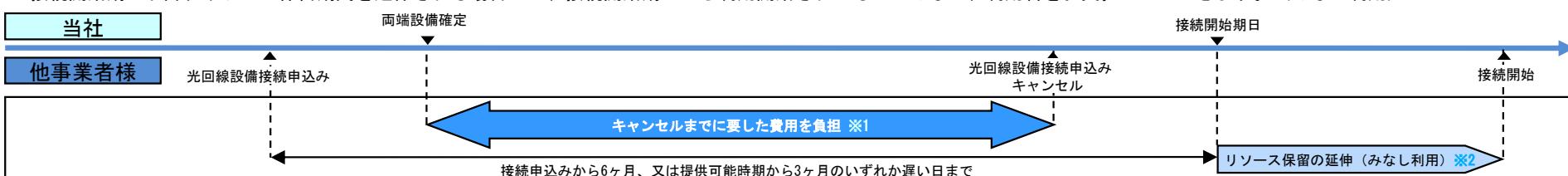
- 接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、接続申込みからキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- 接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。  
※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限ります。

## 局内光ファイバ

- 接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、両端設備確定からキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- 接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端設備確定～当社の工事着手まで、工事着手～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。

※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限ります。

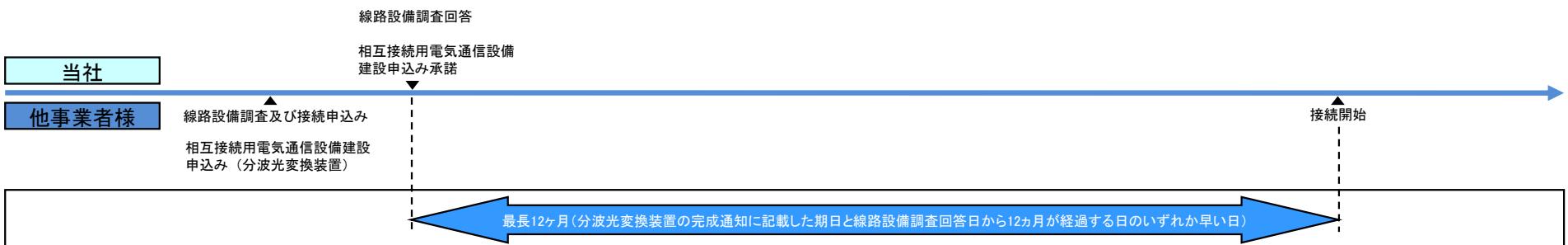
## VI-6 相互接続に関するその他の費用負担（光ファイバ）について ②

当社の光ファイバのみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



### 中継光系ファイバ

- 特別光信号中継回線について、線路設備調査回答後12ヶ月が経過してもなお接続を開始していないときは、接続を開始したものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



## VI-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを確認させていただくために、必要な情報を提出していただくことがあります。また、他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合は、債務の履行を担保して頂くことについて、接続約款に規定しています。<sup>\*1</sup>



接続約款第48条の3、第77条の2、第77条の3

### ●支払いを怠るおそれの有無についての確認

#### 情報の提出（第48条の3）

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります、そのうち貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報<sup>\*2</sup>については提出を要する、としています。<sup>\*3</sup>

### ●債務の履行の担保について

#### 債務の履行の担保の要件（第77条の3第1項）

次の1から6のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、預託金の預け入れ若しくは金融機関等の債務保証による債務の履行の担保又は前払いを要する、としています。

##### <要件>

1. 過去1年以内に接続に関し負担すべき金額を滞納したことがあるとき
2. 期限の利益喪失事由に該当するとき（第73条の2）
3. 直近の決算において債務超過であるとき
4. 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準<sup>\*2</sup>に該当するとき。ただし支払いを怠るおそれがないことを示す資料<sup>\*2</sup>を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。
5. 第48条の3第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
6. 1から5に準ずる合理的な事由があるとき

債務の履行の担保については第77条の3の規定以外に、債務の履行の担保に係る協議申入れ（第77条の2第1項）として、支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、当社から他事業者様に対し、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れができる、としています。<sup>\*4</sup>

#### 解説

\*1 債務の履行の担保に関する一連の取扱いは、総務省の「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の内容を踏まえたものです。

\*2 当社が別に定める情報、当社が別に定める基準、当社が別に定める資料については、事業者様限定情報として当社WEBページで開示しています。

\*3 当社が当該情報を第77条の3第1項第4号に規定する信用評価機関に開示する場合に当社は守秘義務を負わない、としています。（第47条第7号）

\*4 協議の申入れに応じて頂けない場合又は協議により支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、他事業者様に債務の履行を担保するよう求める、としています。（第77条の2第2項）

## VI-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い

他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合に必要となる担保措置等と、当社の請求に応じていただけない場合の取扱いについて接続約款に規定しています。



接続約款第22条、第45条、第60条、第61条の2、第73条の2、第77条の3、第100条

### 履行を担保すべき債務の額（第77条の3）

当社から請求を受けたときに、他事業者様は次の各号について債務の履行を担保すること、としています。※1

- ①接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額  
(ただし他事業者様が、支払期日の変更等接続約款に定める事項に同意する場合は、3ヶ月分に相当する額)
- ②協定が消滅するとした場合に負担すべき網改造料に相当する額
- ③協定が消滅するとした場合に他事業者様が負担すべき費用に相当する額（他事業者様の接続に必要な装置等を撤去する費用を含みます。）
- ④工事費及び手続費等

### ●第77条の3に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合等の取扱い

#### 接続申込み、工事又は手続き等の請求の不承諾（第22条第1項、第100条）※2

支払いを怠るおそれがあるとき（債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込み、工事又は手続き等の請求を承諾しないことがある、としています。

#### 工事又は手続き等の停止及び中止（第61条の2）※3

債務の履行の担保について期日までに行われないときは、工事又は手続き等を停止（停止後なおその状態が解消されない場合は中止）できる、としています。  
(参考) 第60条（接続の停止）、第73条の2（期限の利益喪失）

#### 接続停止及び協定解除（第45条、第60条）※3

債務の履行の担保について期日までに行われないときは、行われるまでの間、協定にかかる接続を停止することがある、としています。※4  
なお、接続停止された他事業者様が、その事実を解消しないときは、協定を解除することがある、としています。

### 解説

※1 これらの取扱いは、第77条の3に基づき請求する担保すべき債務の額であり、第77条の2に基づき請求する担保すべき債務の額はこの範囲を超えないもの、としています。

※2 第77条の2第2項に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合にも、同様の取扱いとします。

※3 これらの取扱いは、第77条の2に基づき、他事業者様が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われない場合も含みます。

※4 接続停止の要件はここに記載するもの以外に支払遅延等も含みます。（第60条第1項）

## 第2章

# 相互接続開始までの手順

# I 調査から相互接続開始までの概要

当社との相互接続手順は、①「事前調査」から「接続申込み」、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」、「光回線接続申込み」、「電柱添架申請」②設備の設置等の工事関係 ③相互接続協定等の作成・締結関係の3つのフェーズに分かれています。

## ■事前相談

接続約款に基づく義務的手続きではありません。他事業者様に相互接続について、十分な知識を得ていただき、その後の接続協議を円滑に推進するための他事業者様のご要望による無料コンサルティングです。

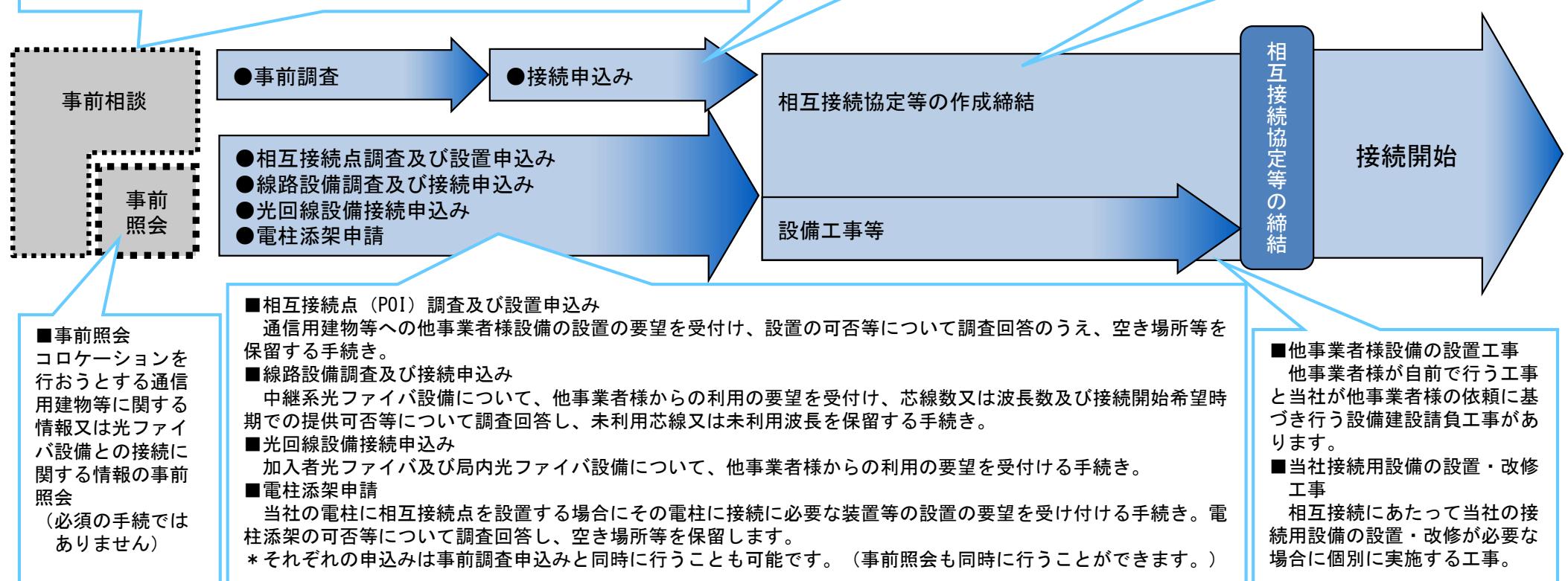
事前相談は任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査及び設置申込み・線路設備調査及び接続申込み・事前調査申込みの手続きを開始いただくことが可能です。

## ■「事前調査」及び「接続申込み」

他事業者様が希望された相互接続の内容・時期等の可否等について調査回答し、接続の意思表示を受け付ける手続き

## ■相互接続協定

相互接続に関する事業者間の契約を締結  
■事業者間確認事項  
接続開始後の料金精算や保守に関する具体的な事務処理を定めた確認事項を締結



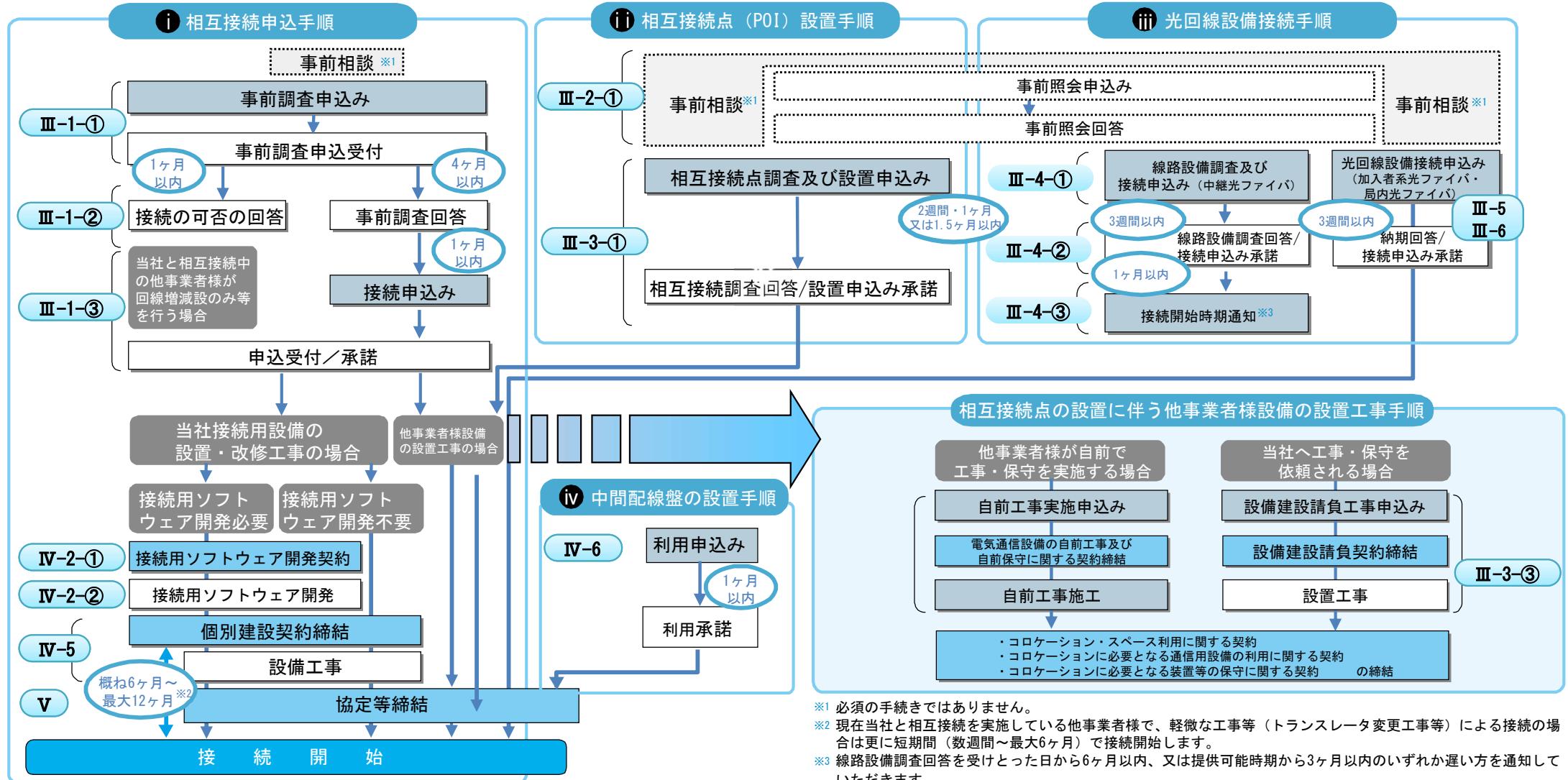
当社接続約款記載条件以外のご要望の場合は、ご要望される条件（機能）を実現するための開発期間が必要です。（P. 43～P. 45をご参照ください。）

## II 相互接続手順（全体フロー）

相互接続手順については下記のとおりであり、ご要望される接続形態により不要となる手続きもあります。  
**①、⑪、⑬、⑭**は、同時に用うことが可能です。各手続きの詳細については該当箇所を参照願います。

【凡例】

- 他事業者様手続き
- 当社手続き
- 契約等



### III 調査から接続申込みまでの手続き

III-1 事前調査～接続申込み

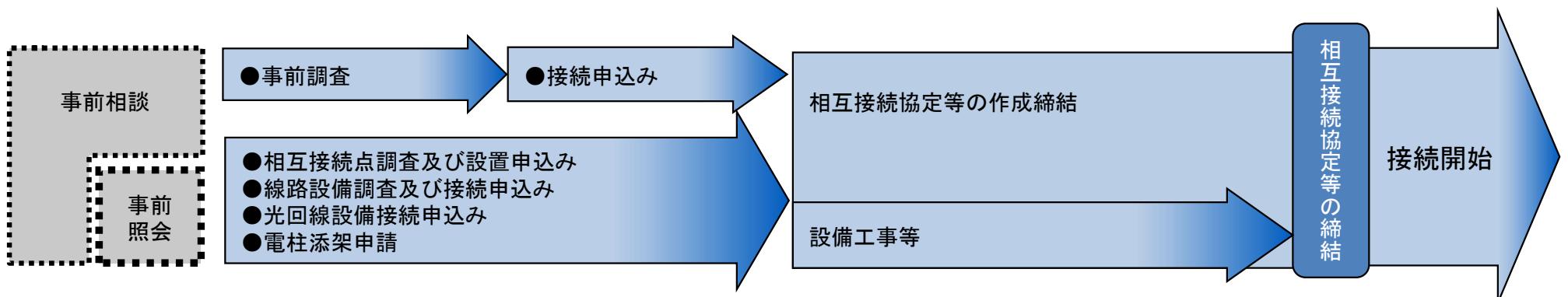
III-2 事前照会申込み

III-3 相互接続点調査及び設置申込み

III-4 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）

III-5 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）

III-6 光回線設備接続申込み（局内光ファイバとの接続の場合）

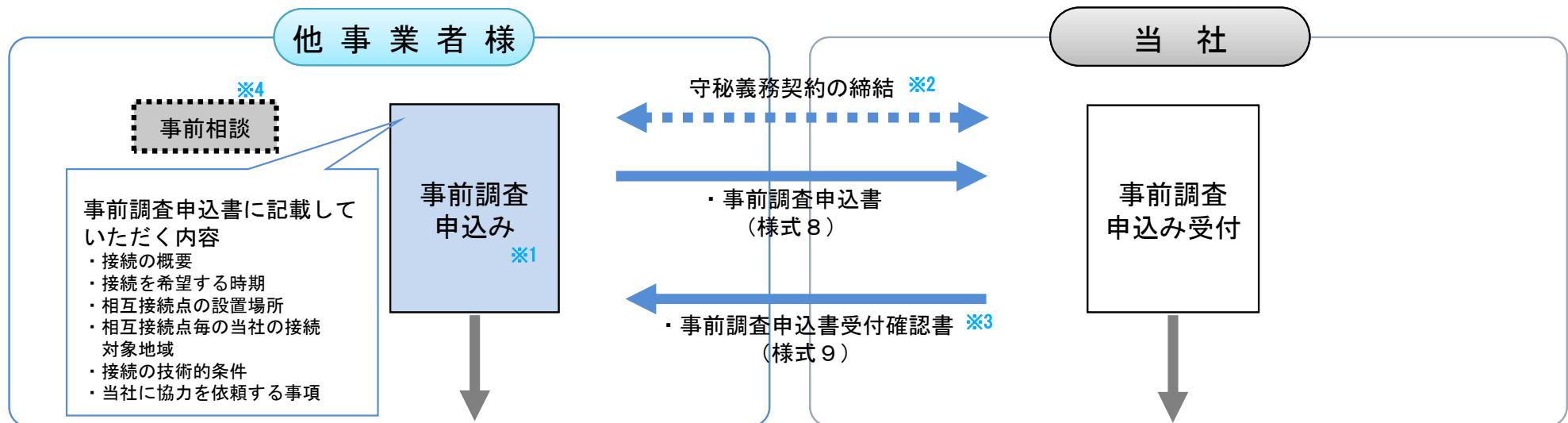


## III-1-① 事前調査申込み

当社通信設備との接続には、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した事前調査申込書を提出していただきます。当社ではお申込内容をもとに「接続条件」「接続可能時期」「当社設備の改修等の有無」ならびに「お支払いいただく費用（概算額）」の調査を行います。



接続約款第11条～第12条



### 解説

- ※1 ①事前調査申込みは電気通信事業者に限らせていただきます。  
\* 電気通信事業者以外は、協定締結までに電気通信事業の登録・届出が必要です。  
②申込書に必要事項を記載してお申込みください。  
③事前調査申込みと相互接続点調査及び設置申込み、線路設備調査及び接続申込みは同時に実行することができます。
- ※2 事前調査申込書又は相互接続点調査及び設置申込み、線路設備調査及び接続申込書作成にあたって必要な情報の提供を行っています。当社のセキュリティや知的財産権に係わる情報等の提供を要望される場合には、守秘義務契約の締結が必要になります。当社も、相互接続に係る協議の中で知り得た他事業者様情報については、守秘義務契約に従った取り扱いをいたします。

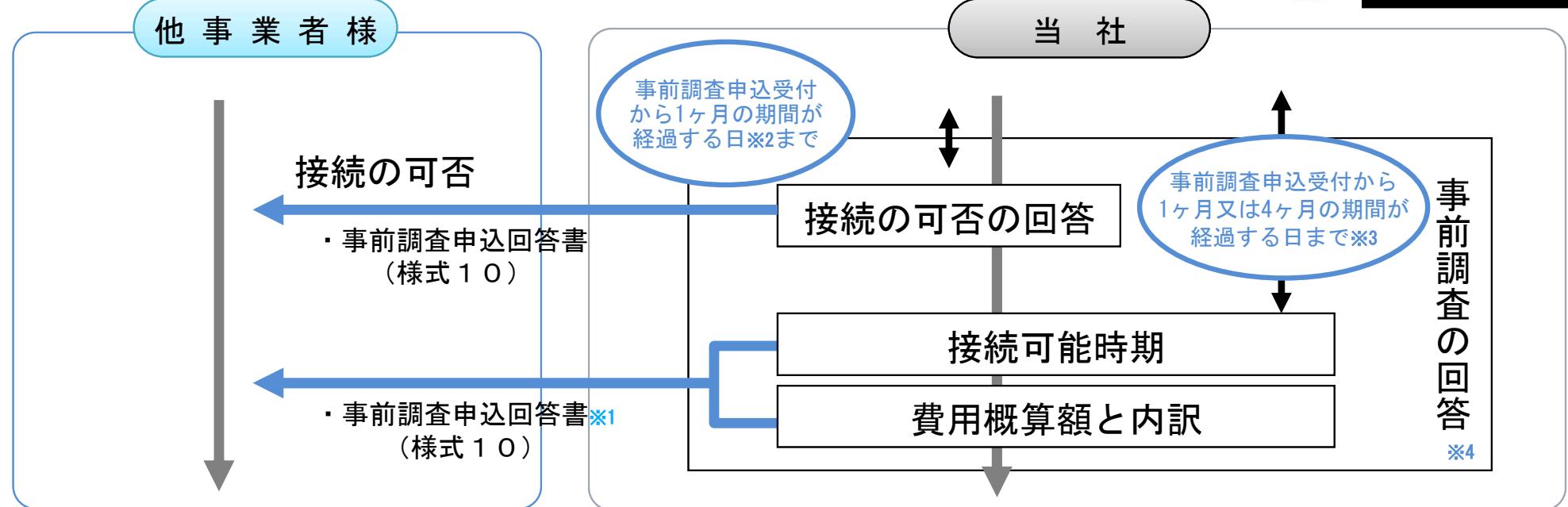
- ※3 当社は申込書が到達した日をもって受付とし、受付日を書面で通知します。  
また、接続希望時期が同時であったり、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。
- ※4 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には事前調査、相互接続点調査及び設置、線路設備調査及び接続の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP. 55）  
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から事前調査申込みの手続きが可能です。

## III-1-② 事前調査申込回答

事前調査申込受付から1ヶ月の期間が経過する日までに接続の可否を、1ヶ月又は4ヶ月の期間が経過する日までに接続可能時期及びお支払いいただく費用の概算額とその内訳を回答します。



接続約款第13条



### 解説

※1 ① 事前調査申込書に記載いただいたご希望条件での接続可能時期やお支払いいただく費用の概算額を内訳を付して回答します。

事前調査において当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修が必要ないと判断した場合には、接続の可否に併せて回答します。

② 接続可能時期が標準的接続期間を著しく超える場合は、回答に併せてその理由を通知します。

※2 当該期間中に、祝日及び12月29日から1月3日までの期間（祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。

※3 当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修の必要がない場合は接続の可否と併せて、設置又は改修の必要がある場合は4ヶ月の期間が経過する日（当該期間中に、祝日がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。）までに回答いたします。

また、設置又は改修が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、回答までの期間が規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。

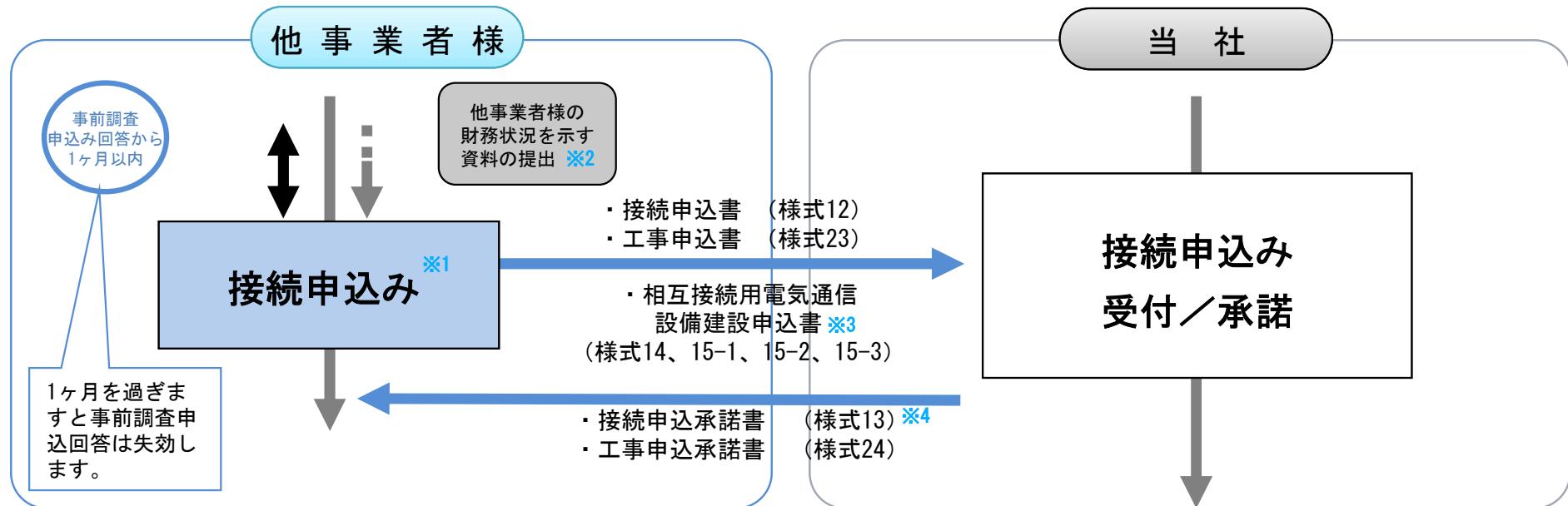
※4 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。この場合に要した期間は回答までの期間に含まないものとします。（累計30日を限度とします。）

### III-1-③ 接続申込み

事前調査申込回答から1ヶ月以内に回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをしていただきます。  
当社では、受付順に承諾します。



接続約款第21条～第25条、第29条、第37条、第48条の3



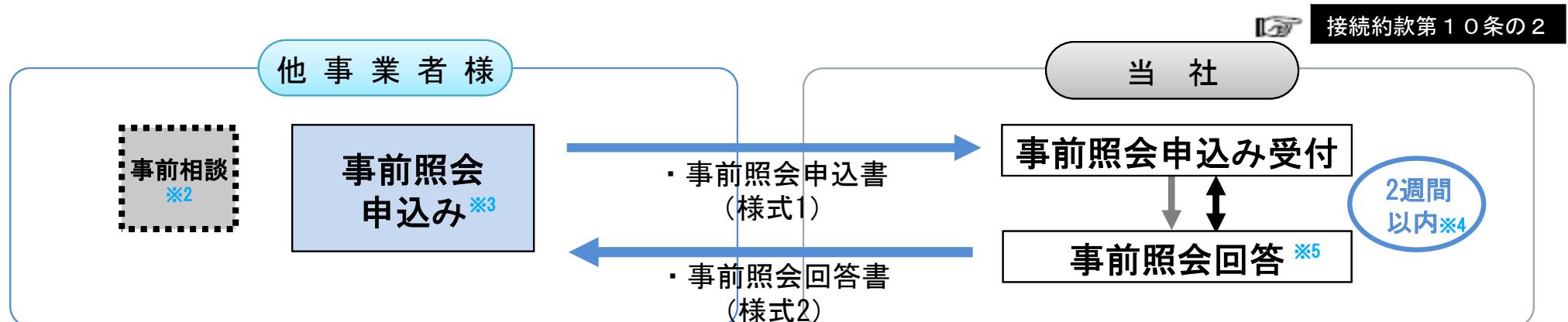
#### 解説

- ※1 接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。
- ※2 接続申込みまでに財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報を提出していただきます。（当社が別に定める情報及びその取扱いについては、P20、P21をご参照ください。）
- ※3 相互接続点の設置場所、相互接続点毎の収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入いただきます。相互接続点の調査結果を基に記入してください。

- ※4 お申込みは次の場合を除き受付順に承諾し、書面で通知します。承諾しない場合には、その理由を付して通知します。
  - (1)電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - (2)その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
  - (3)接続に關し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
  - (4)接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
  - (5)接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第3号に掲げる理由を除きます。）。

## III-2 事前照会申込み

当社は相互接続点調査（他事業者様が予め設置機器の仕様等を示されたうえで実施する調査）とは別にコロケーションを行おうとする通信用建物等※1に関する情報、光ファイバ設備との接続に関する情報を他事業者様の要望に基づき提供します。



### 解説

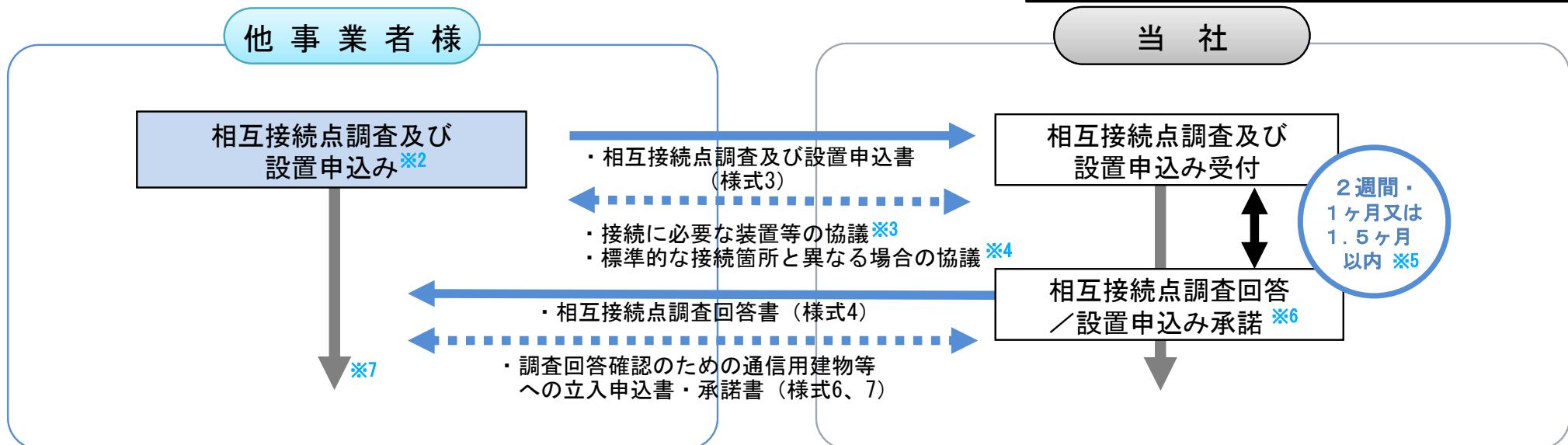
- ※1 事前照会で情報を提供する通信用建物等には、通信用建物の他、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道を含みます。
- ※2 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には相互接続点調査、線路設備調査、事前調査の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP.55）  
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査申込み等の手続きが可能です。
- ※3 当社は次の情報を相互接続点設置申込みの事前情報として提供します。  
(なお、本申込みは必須の手続きではありません)  
①他事業者様が接続に必要な装置等注1を設置することが可能な通信用建物における場所の位置及び寸法  
②①の場所において接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に関する情報  
③①の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる当社のMD Fの位置、全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、全端子数及び未利用端子数  
④①において、相互接続点を設置することの可否  
⑤接続申込事業者様が指定する区間にに関する光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数（同一都道府県内光ファイバ設備に限ります）  
⑥接続申込事業者様が指定する区間にに関する加入者光ファイバを敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置  
⑦接続申込事業者様が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否  
⑧接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に対する加入者光ファイバの提供可能時期注2と伝送損失注3  
⑨接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯数及び接続開始希望時期に対する中継系光ファイバ（一般光信号中継回線）の提供可能時期
- ※4 当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受付とします。事前照会申込みが到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から、2週間（その請求内容が相互接続点設置の可否（※3④に該当する情報）の場合は、P31、「III-3 - ①相互接続点調査及び設置申込み①」に記載する期間、加入者光ファイバ及び中継系光ファイバの情報（※3⑧及び⑨に該当する情報）の場合は3週間、中継系光ファイバの情報（※3⑩に該当する情報）の場合は6週間）以内に文書にてその請求に関する情報を提供します。ただし大量の申込みを一時に受け付けた場合または他の接続申込事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到着した日から上記の期間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を加入者光ファイバと一体として利用することを要望される場合で、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても同様とします。
- ※5 事前照会回答の段階では、当社は、提供した情報に関する空き場所、利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備並びにMD Fにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備の未利用芯線の保留は行いません。
- (注1)接続に必要な装置等  
接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備）  
(注2)接続申込事業者様とユーザビリの管理者様との加入者光ファイバの入線等に関する調整（加入者光ファイバを設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。）が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。  
(注3)計算値です。

### III-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ①

標準的接続箇所における相互接続点設置の申込みに対しては、その設置場所が通信用建物のみとなるときは申込の到達した日から1ヶ月以内※1に、それ以外のときは1.5ヶ月以内に設置の可否を文書にて回答します。



接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の5



#### 解説

- ※1 検討の対象が通信用建物のみとなるときであって接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の設置又は改修の検討が必要でないことが明らかなときは相互接続点の調査及び設置申込みの到達した日から2週間以内で回答します。
- ※2 ①通信用建物等に設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を相互接続点調査及び設置申込書に添付していただきます。  
\* 当該装置等を、既に通信用建物等へ設置した実績がある等、当社における検討が明らかに不要となる場合については、その旨を記載した書面（様式任意）のみを添付してください。
- ※3 他事業者様が設置を要望する装置等が接続に必要な装置等でないと当社が判断した場合は、協議を申込むことがあります。協議の結果、その装置等が接続に必要な装置でないことが明らかになった場合は、当社よりその理由を書面にて通知致します。
- ※4 標準的な接続箇所と異なるところに設置しようとする場合は、協議により決定します。
- ※5 上記※3, 4の場合の協議期間は、回答期限「2週間・1ヶ月又は1.5ヶ月以内」へ算入されません。

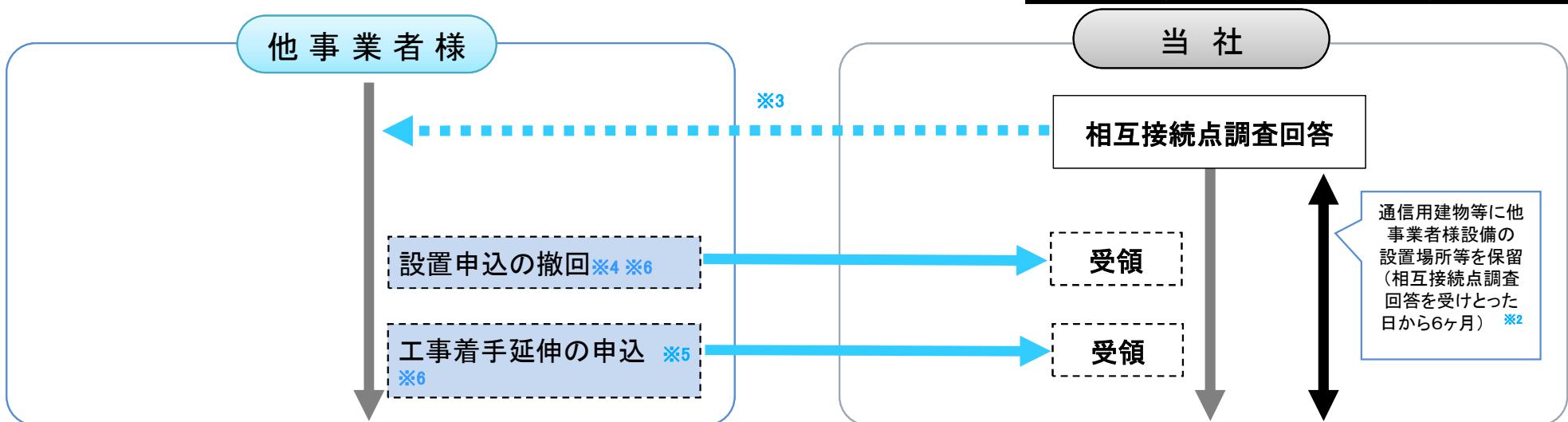
- ※6 ①他事業者様設備を設置するスペースがない、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがある等の理由に該当しない場合は設置が可能の旨を書面により回答します。また、設置することができない場合においても、文書にてその理由を通知します。
- ②当社の調査回答にあたっては、他事業者様の要望に基づき可能な限り相互接続点と他事業者様設備を設置する場所が近くなる等、他事業者様の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所を当該他事業者様の意思に反して指定しないものとします。
- ③通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量が管理基準量を下回っているときは、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量の範囲で、当該通信用建物等に相互接続点を設置できる旨の回答を行います。（ただし当該通信用建物において、接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の工事に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているときや、接続申込者のMDF端子利用率が0.5に満たないときは除きます）
- 他事業者様が、相互接続点調査回答書（可・否とも）の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。

### III-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ②

相互接続点調査回答において提供可能であった場合は、当社では、通信用建物等に他事業者様設備の設置場所等を保留し、設置申込みを承諾します。※1（保留期間は調査回答から6ヶ月※2※6）



接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の6、  
第10条の7、第10条の8、第78条の3、第95条



#### 解説

※1 他事業者様から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込を受けた場合は、次の3つの条件を満たすときに限って承諾します。また相互接続点を設置する場所は他事業者様で確保していただきます。

①接続方法は、契約者に対する電気通信役務の提供責任と固定資産及び保守の切分けが明確である

②相互接続点の設置場所は、安全性及び信頼性が確保されている

③当社の業務の遂行上著しい支障がない

※2 相互接続点調査回答を受けとった日から6ヶ月以内に設置工事に着手しない場合は、回答の効力は失効し保留を解除いたします。

部分的に着工した場合の未着工の場所等についても同様に失効し保留を解除いたします。

その保留を解除した日をもって、相互接続点の設置申込を撤回したものとみなし、違約金をお支払いいただきます。

※3 当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は他事業者様にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申入れることができます。

※4 設置申込後、設置工事が完了するまでの間に、その申込を撤回する場合は当社が相互接続点調査回答を行った日から撤回した日までの期間の設備保管料(保管料に限ります)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります)相当額を違約金としてお支払いいただきます。

※5 相互接続点調査回答後6ヶ月以内に申込みを行うことを要します。他事業者様から相互接続点設置工事着手延伸申込書により工事着手延伸の申込みがあった場合は、他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別の事情がある場合を除き、相互接続点調査回答の日から最長9ヶ月までの延伸が可能となります。

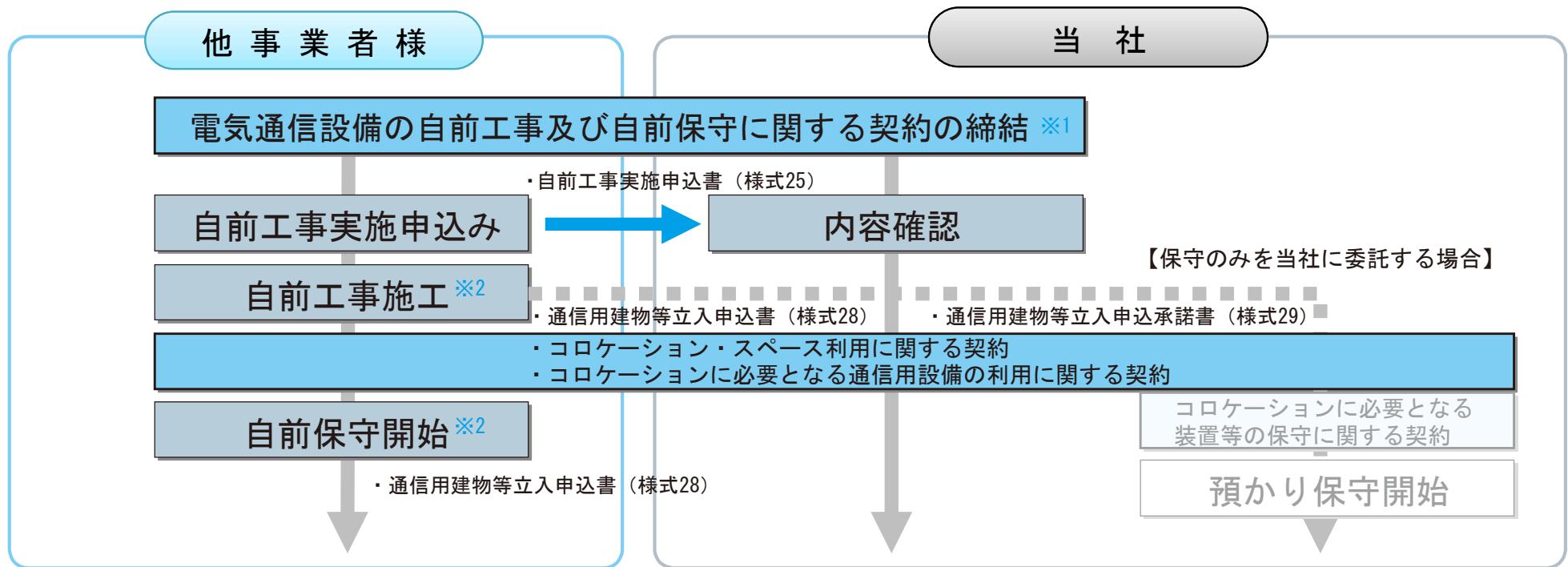
※6 通知された請求額に異議がある場合は、通知後5営業日以内に当社へ通知することとし、協議を行います。その協議が協議開始から1ヶ月を超える場合であって、当社の費用算定等に重大な過失がないときは、算定した費用を請求書に基づき当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

### III-3-② 他事業者様が工事、保守を実施する場合

他事業者様が接続に必要な装置等の設置工事及び保守を自前で実施する場合は「自前工事に関する契約」及び「コロケーション・スペース利用契約」を締結します。なお、他事業者様が設備の保守を当社に委託する場合は「コロケーション・スペース利用契約」に替えて「預かり保守等契約」を締結します。



接続約款第95条、第95条の3



#### 解説

※1 他事業者様設備の設置について一定条件のもとで他事業者様が設置工事を行う場合には「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を締結します。

※2 ①他事業者様又は他事業者様が指定した人は、他事業者様設備（接続に必要な装置等）の設置工事・保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。立ち入りを要望するときは5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。なお、その保守が故障を修理する場合、その他緊急を要する場合は立ち入りの当日での事前通知により可能とします。

②他事業者様が、接続に必要な装置等を自前工事・保守する場合において、その装置等を当社電気通信設備又は電力設備に接続又は切断する場合、その装置等の搬入等を行う場合等については、当社が指定する立会者が立ち会います。

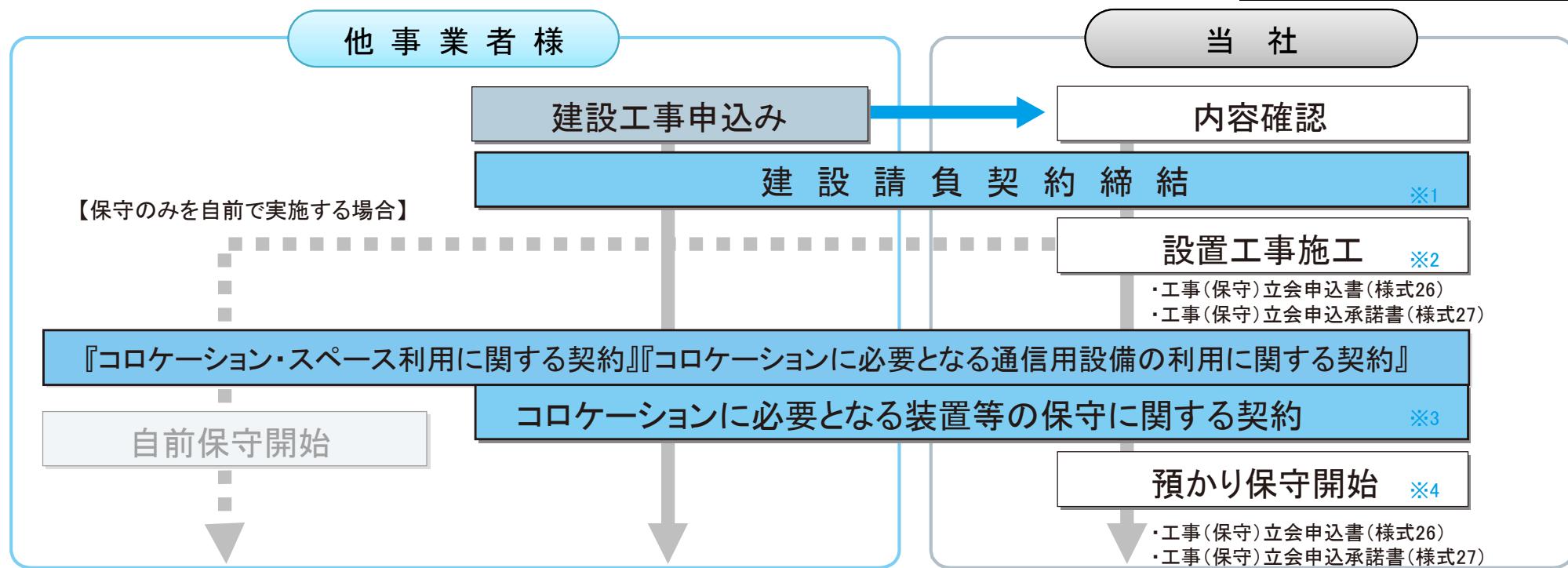
③他事業者様設備の設置エリア内で工事を行う工事会社には特段の条件を設けませんが、当社の電力線や通信線へのつなぎ込み等他事業者様設備の設置スペース以外での作業を行う工事会社には一定の基準があります。（P. 35参照）

### III-3-③ 当社が工事、保守を実施する場合

他事業者様が相互接続点で接続に必要な装置等の設置工事及び保守を当社に委託する場合は『建設請負契約』『コロケーション・スペース利用に関する契約』及び『コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約』を締結します。なお、他事業者様が自設備を自前で保守する場合は、『コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約』を締結する必要はありません。



接続約款第95条、第95条の2



#### 解説

※1 他事業者様が接続に必要な装置等を自前で設置する場合であって、  
その一部を当社が請け負う時も締結します。

※1、3

「建設請負契約」「コロケーション・スペース利用に関する契約」「コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約」「コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約」に基づき他事業者様にご負担いただく費用は、当社接続約款の料金表（第2表の2及び第3表）の規定により算出します。この場合、当該料金表の算出式の項目毎の内訳を契約書等書面により提示します。

※2、4

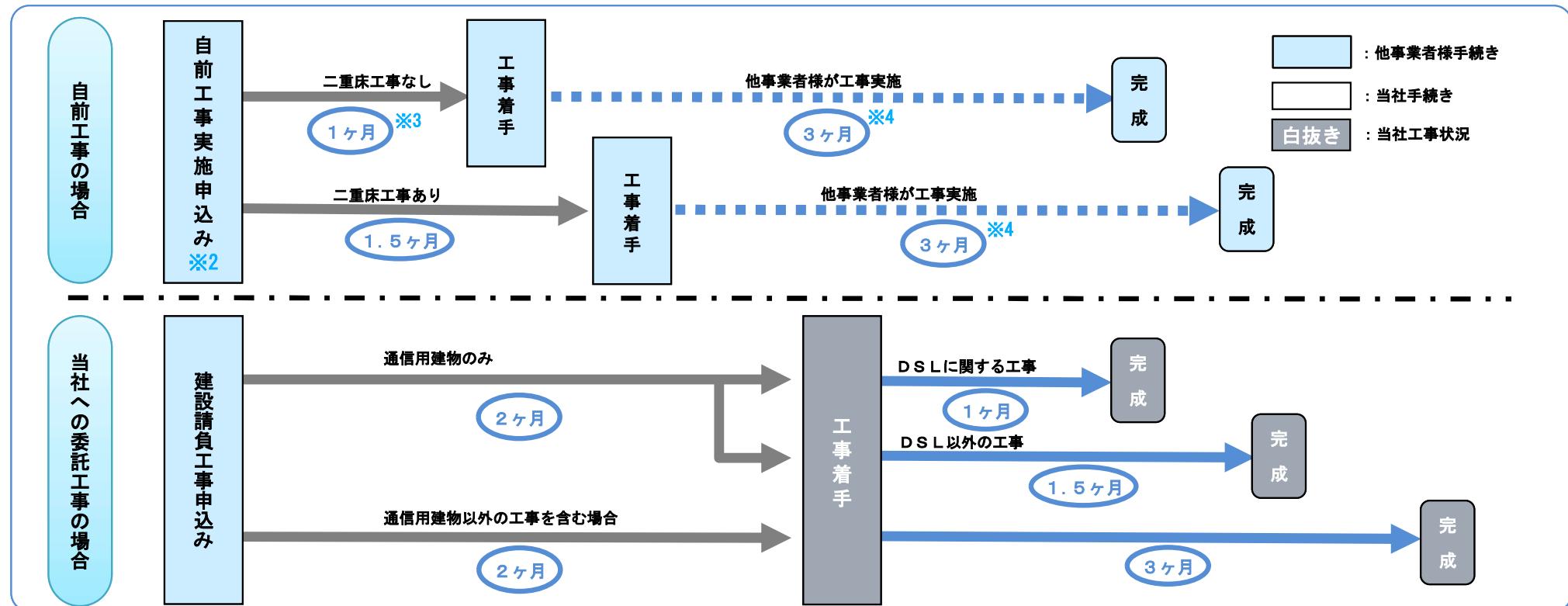
他事業者様の設備を当社が設置又は保守するとき、他事業者様（指定した者を含む）は、その工事等に立ち会うため通信用建物等に立ち入ることができます。立入りを行うときは5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。なお、預かり保守契約に基づき当社が行う故障修理に他事業者様が立ち会う場合、その他緊急を要する場合は立入りの当日での事前通知でも立入りを可能とします。

## (参考) コロケーションに関する標準的期間

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。



接続約款第10条の3、第10条の4、第95条、第95条の4



※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるときなどの場合はこの期間を超えることがあります。

他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。

※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。

※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。

※4 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。  
(6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします)

## (参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準

通信用建物等において、接続申込者等が接続に必要な装置等を設置する場合に、工事を行うことができる工事会社の条件は以下のとおりとします。

1. 接続申込者設備の設置スペース内のみでの工事の場合  
特に条件はありません。
2. 接続申込者設備の設置スペース外での工事の場合 **\***次にあげる各項目のいずれかに該当することが条件となります。
  - ① 建設業法における電気通信工事業の許可をうけており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。
  - ② 当社又は当社の業務について、委託されている会社であること。

**\*** ただし、共通信号線、通信電力線の接続・切断及び通電中の電力設備工事等施工ミスが建物内の全設備に影響を及ぼすおそれがある工程については、当該工程の施工実績のある会社の施工とします。  
(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実績とします。)

### 参考

- 経営事項審査結果の最新データは、「財団法人 建設業情報管理センター」のホームページ(<http://www.ciic.or.jp/>)の「経営事項審査結果の公表」で確認できます。
- 当社の業務について、委託されている会社

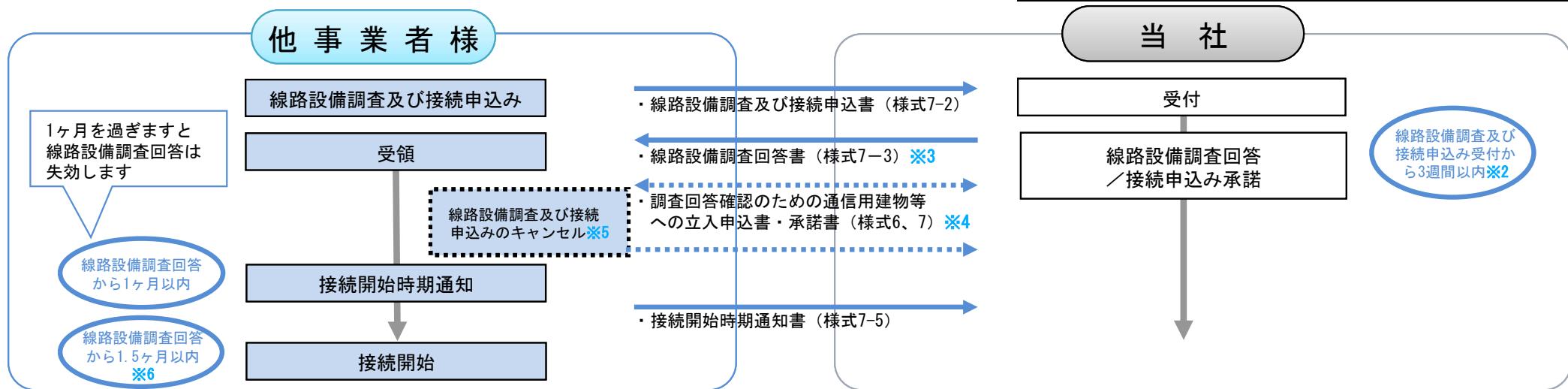
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社  
株式会社NTTファシリティーズ

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

## III-4-① 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)

当社中継系光ファイバ設備（一般光信号中継回線）との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込書を提出していただきます。当社では、ご要望の芯線数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から3週間以内に調査回答を行います。※1提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。  
(増設等の予定がない場合を除きます。)また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。（光ファイバの種類、コネクタの種類、距離、伝送損失、光主配線盤設置フロア等）

 接続約款第34条の2 第34条の3 第34条の5 第78条の2



### 解説

※1 (1) 次の各号に該当しない場合に限ります。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間にについて中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線について、申込に係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間にについて中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(2) 接続できる中継系光ファイバ設備を特定できない場合は、中継系光ファイバの敷設計画があるときは、現時点で接続が可能となることが見込まれる時期を回答し、提供可能時期が明確となった時点で、改めて提供可能時期を回答します。

※2 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

※3 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能芯線数等（提供希望時期までに提供できない場合は、その理由）を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する中継系光ファイバ設備を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

※4 接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。

当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

※5 線路設備調査回答後、接続を開始するまでの間に、申込みをキャンセルする場合は、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間の接続料相当額を違約金として負担していただきます。

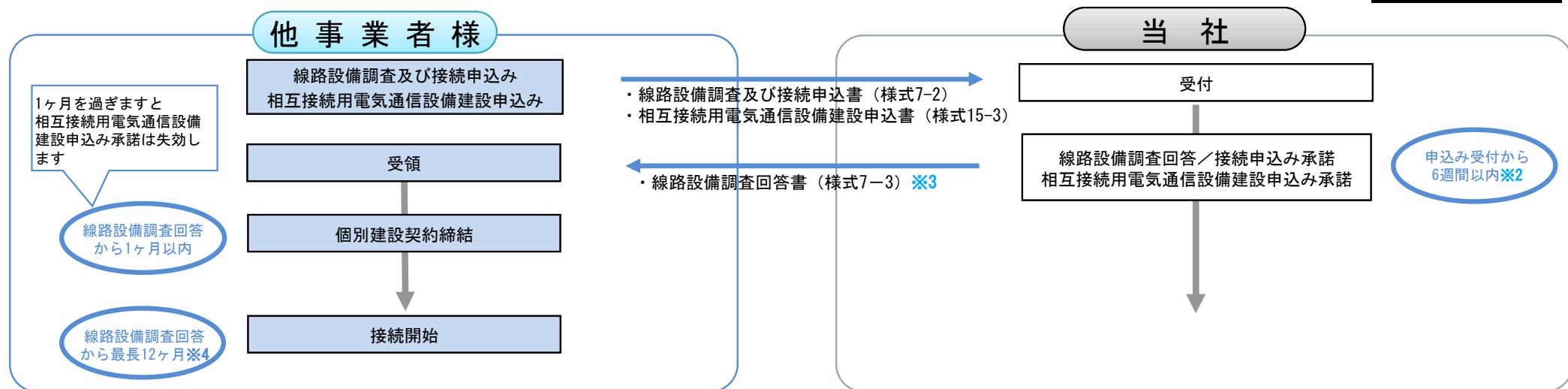
※6 中継光主配線盤間に既に設置された中継系光ファイバ設備がないとき、又は大量の申込みを一時に受け付けた若しくは受け付けている等の特別の事情がある場合においては、1.5ヶ月を越える場合があります。

## III-4-② 線路設備調査及び接続申込み(中継系光ファイバとの接続の場合)

当社中継系光ファイバ設備（特別光信号中継回線）との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込書と併せて、分波光変換装置に係る設備建設申込書を提出していただきます。当社では、ご要望の波長数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から6週間以内に調査回答を行います。※1提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。（増設等の予定がない場合を除きます。）また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。（インターフェースの種類、コネクタの種類、概算額等）



接続約款第34条の7



### 解説

※1 (1) 次の各号に該当しない場合に限ります。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用波長がないとき
- ②当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき（波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあるときを含みます）
- ③その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ④接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ⑤接続に応ずるための電気通信設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
- ⑥分波光変換装置の設置又は改修の申込みが不承諾となるとき

※2 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から6週間を超えて回答する場合があります。

※3 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能波長数等（提供希望時期までに提供できない場合は、その理由）を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って未利用波長を保留します。

※4 分波光変換装置の完成通知に記載した期日と線路設備調査回答日から12カ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続を開始したものとみなします。

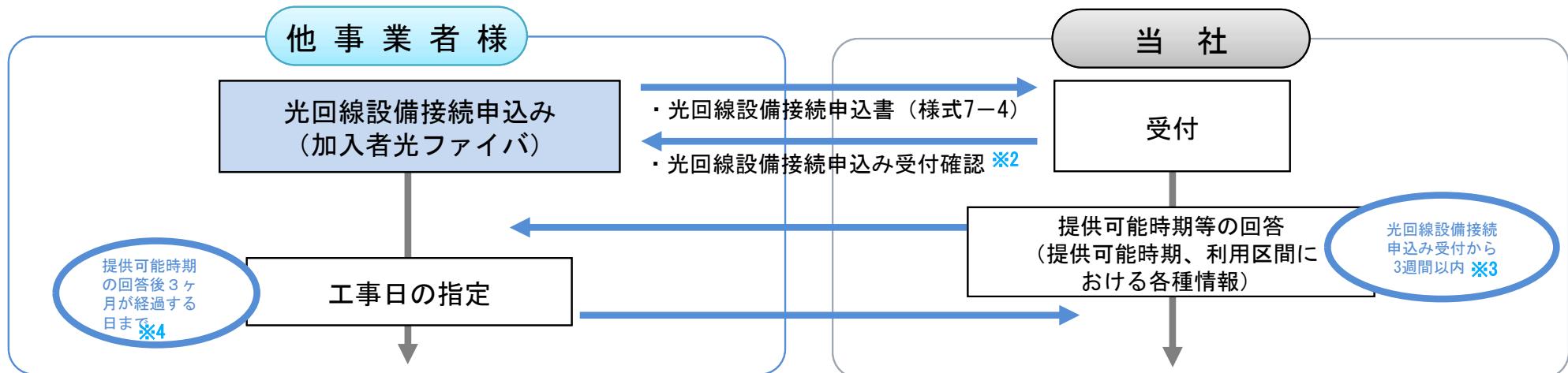
### III-5 光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)①

当社加入者光ファイバ設備との接続にあたっては、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した光回線設備接続申込書を提出していただきます。

当社では、光回線設備接続申込みの到達した日から3週間以内に、接続申込事業者様が指定した利用区間にに対する提供可能時期を回答します。※1 提供希望時期までに提供できないときは、書面にてその理由を通知いたします。



接続約款第34条の4、第34条の5



#### 解説

※1 (1) 次の各号に該当しない場合に限ります。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間にについて加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間にについて加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申込者が加入者光ファイバ設備との接続に關し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

※2 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。

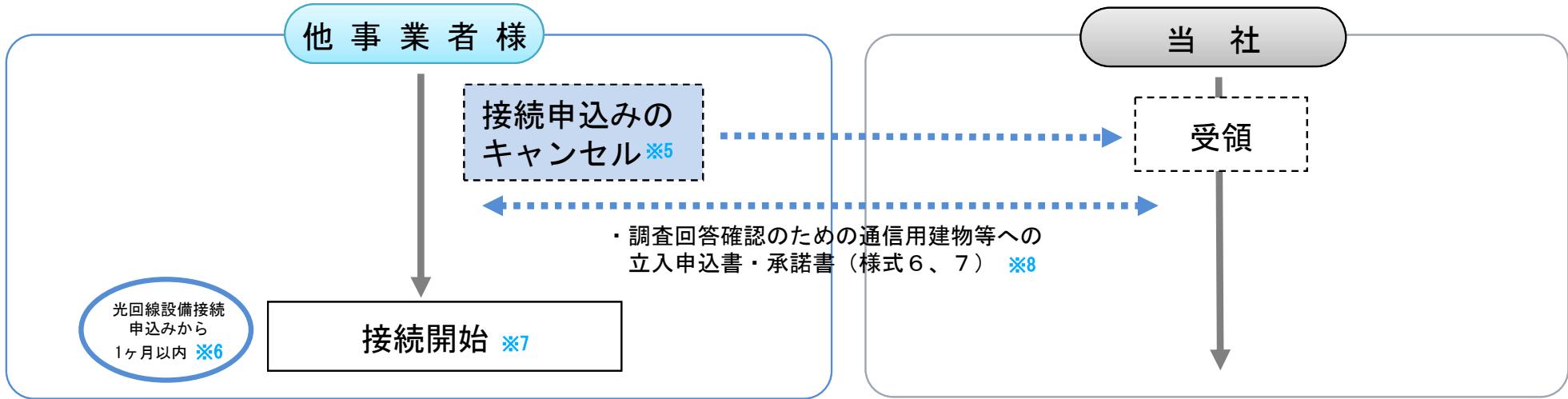
※3 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係わる部分についても同様とします。

※4 接続申込者が提供可能時期等の回答後3ヶ月が経過する日（以下、工事日指定期日という）までに工事日の指定を行わないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。  
ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

### III-5 光回線設備接続申込み(加入者光ファイバとの接続の場合)②

 接続約款第34条の4、第34条の5、第78条の2



#### 解説

- ※5 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。
- ※6 ①接続する加入者光ファイバを特定できる場合であり、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがあるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り申込みの到着した日から1ヶ月以内とします。  
②屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到着した日から1ヶ月を超える場合があります。  
③利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがないとき又はその他特別の事情があるときは、申込みの到着した日から当社がその加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。  
④接続する加入者光ファイバを特定できない場合で、接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバの敷設計画があるときは、接続が可能と見込まれる時期（当社が加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間を含みません）とします。  
⑤接続申込者と利用者の建物の管理者様との加入者光ファイバの入線等に係わる調整が十分でない場合にはその時期に加入者光ファイバを提供できないことがあります。

※7 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が加入者光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。

※8 非現用芯線がないため、接続申込者が指定した利用区間に係わる、加入者光ファイバを接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。

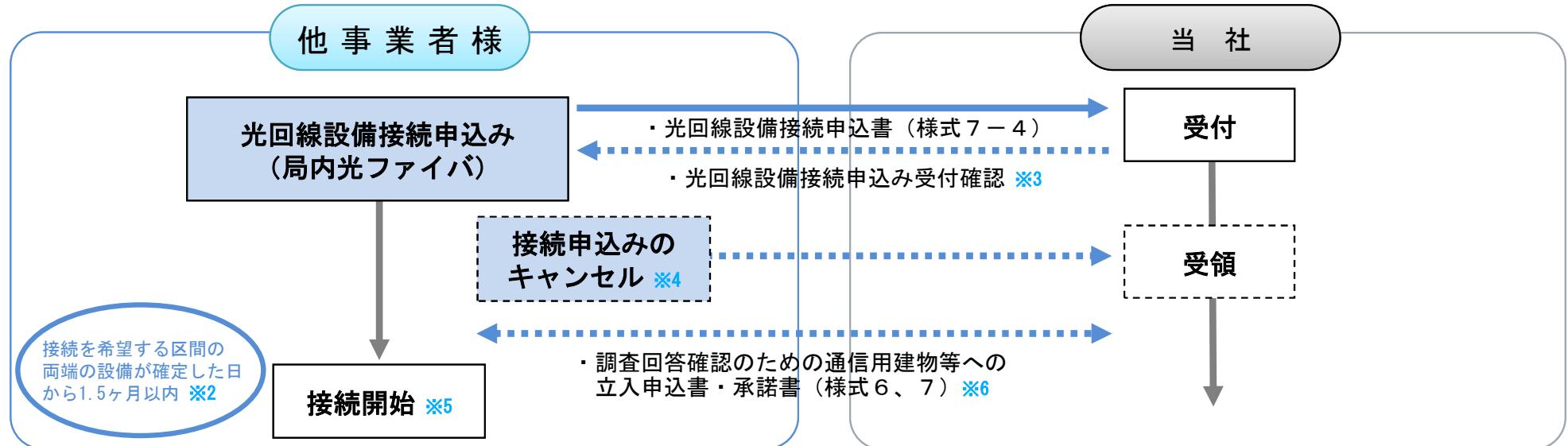
当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

### III-6 光回線設備接続申込み(局内光ファイバとの接続の場合)

当社は、光回線設備（局内光ファイバ）接続申込みがあった場合は、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月以内に接続の準備を整えるよう努めます。※1



接続約款第34条の4、第34条の5、第78条の2



#### 解説

※1 次の各号に該当しない場合に限ります。

- ①接続申者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間にについて局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間にについて局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申者が局内光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

※2 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込事業者様が指定した利用区間に係わる局内光ファイバの提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその局内光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

※3 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。また、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

※4 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端の設備が確定した日～当社の工事着手まで、当社の工事着手～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。

※5 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続の開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が局内光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。

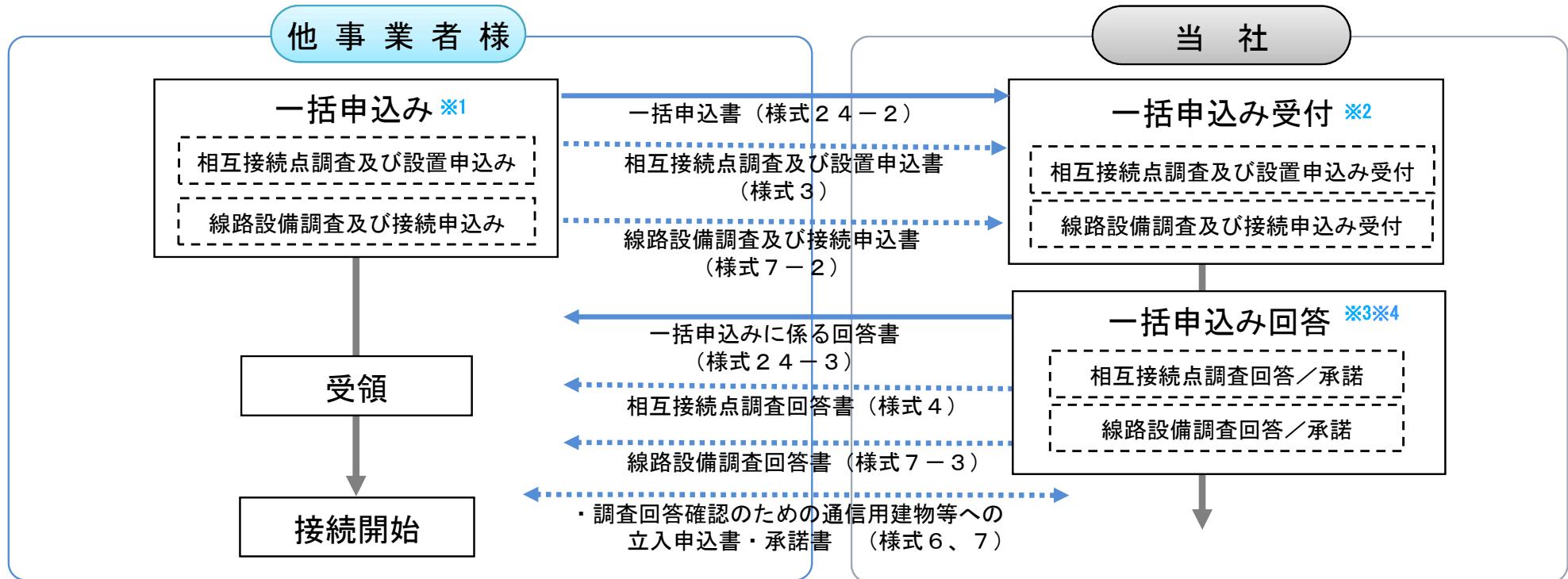
※6 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを希望されるときは、5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

### III-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み

局舎コロケーションリソースや、中継系光ファイバについて複数のリソースをセットでご利用されることをご要望の場合は、「一括申込み」手続きをご利用いただけます。「一括申込み」に対しては、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」によりお申込み頂いた全てのリソースが提供可能である場合は「提供可」である旨の回答を、一部でもご提供できないものが含まれる場合は全てのお申込みについて「提供不可」である旨の回答を行います。



接続約款第37条の5



#### 解説

※1 次の各号の規定における複数のお申込みについて一括申込みをご利用いただけます。  
(1) 接続約款第10条の3第1項（相互接続点調査及び設置申込み）  
(2) 接続約款第34条の2第1項（線路設備調査及び接続申込み）  
(3) 接続約款第10条の3第1項及び第34条の2第1項

また、一括申込みを行う場合は、一括申込みの対象とする各申込み（一括申込みの対象とする申込みである旨記載し、同日に申込みを行うことを要すものとします。）を行なった日に、当社に対し、一括申込書により、申込みを行うことを要します。

※2 当社は、一括申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって受け付けとします。

※3 当社は速やかに回答を行うよう努めるものとします。ただし、接続約款第10条の3第5項（相互接続点調査の回答期限）又は第34条の2第2項（線路設備調査の回答期限）に規定する回答の期限を超えて回答する場合があります。

※4 相互接続点調査回答、線路設備調査回答に係る手続費に加え、一括申込みに係る手続費をご負担いただきます。

## IV 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修

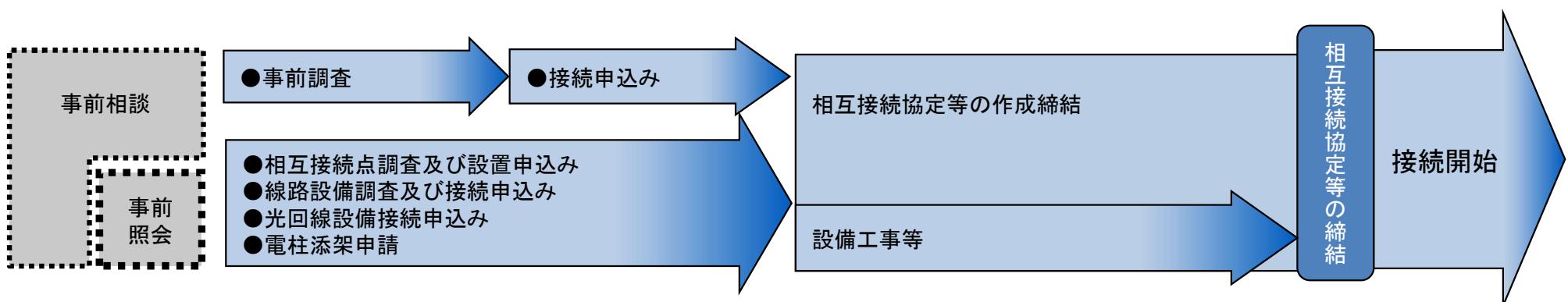
IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修の手順

IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）

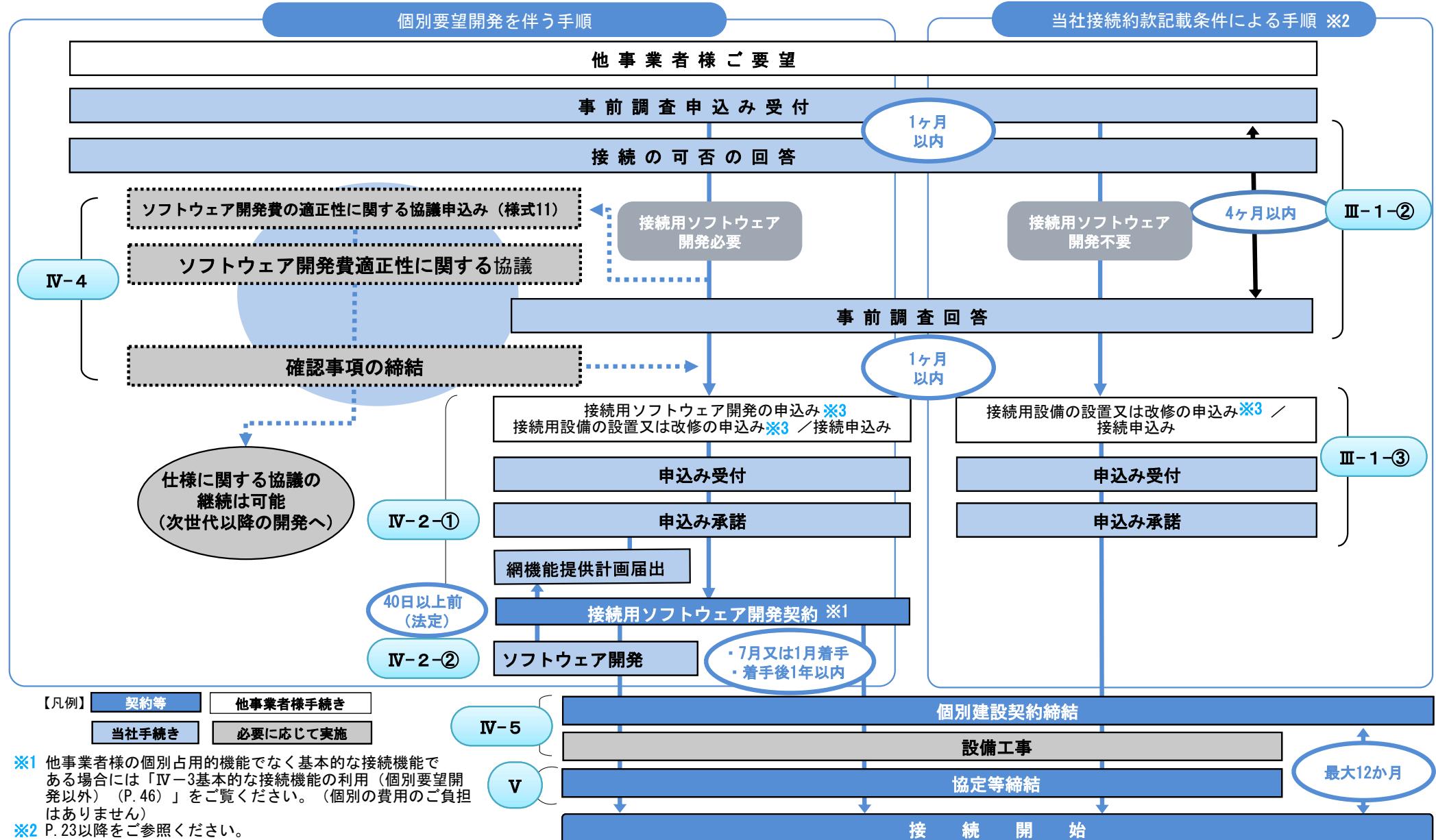
IV-3 基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）

IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み（個別要望開発）

IV-5 個別建設契約・設備工事



## IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修

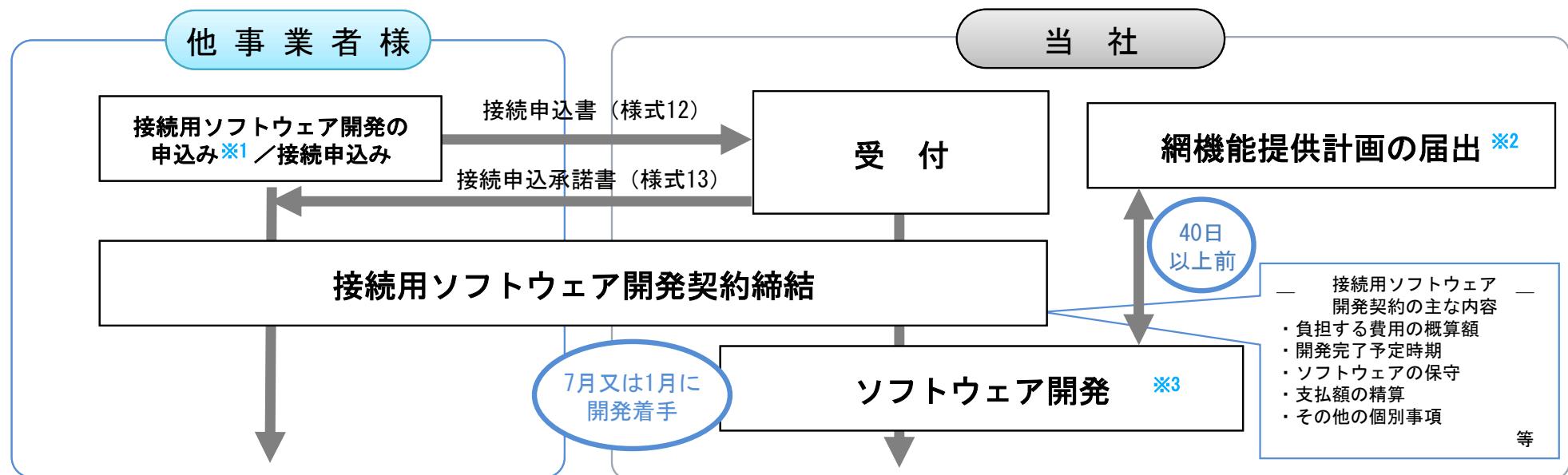


## IV-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)①

接続申込みを承諾した後「接続用ソフトウェア開発契約」を締結します。また網機能提供計画の届出が必要な場合、当社は開発着手の40日以上前に届出を行います。



接続約款第21条、第30条、第31条、第32条



### 解説

#### ※1 接続用ソフトウェア開発の申込み

接続用ソフトウェアの開発を当社に申込む場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。

#### ※2 網機能提供計画の届出

開発着手（7月又は1月）から40日以上前に網機能提供計画の届出を行います。

- ・「接続用ソフトウェア開発契約の締結」と「網機能提供計画の届出」が着手の条件となります。

#### ※3 接続用ソフトウェアに係わる権利等

接続用ソフトウェアに係わる権利（所有権、著作権、特許権その他の無体財産権）は当社又は当社が開発を委託した第三者に帰属します。

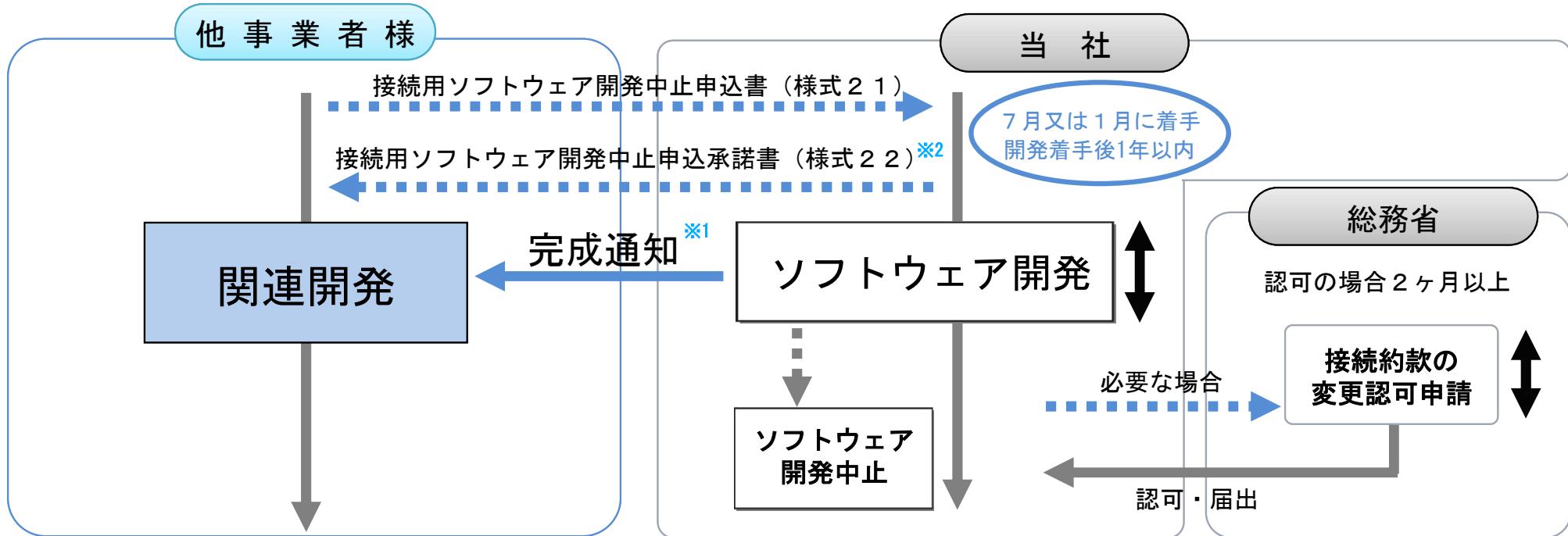
- ・接続の基本の機能となる場合は、開発に関する申込み等は必要ありません。（ソフトウェア開発に関する個別の費用のご負担もありません。）
- ・接続用ソフトウェア開発には、そのソフトウェアの開発のために必要な接続用設備の設置（又は改修）を含みます。

## IV-2 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)②

接続用ソフトウェアの開発は7月又は1月に着手します。当社は着手後1年以内で開発を完了します。



接続約款第28条、第33条～第34条、第38条



### 解説

#### ※1 完成通知

ソフトウェア開発後（附隨する設備改修等を含みます）、検査及び試験を実施し完成通知を書面で行います。

○接続用ソフトウェア開発の中止は、完成前であれば可能ですが、その場合接続用ソフトウェア開発契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。

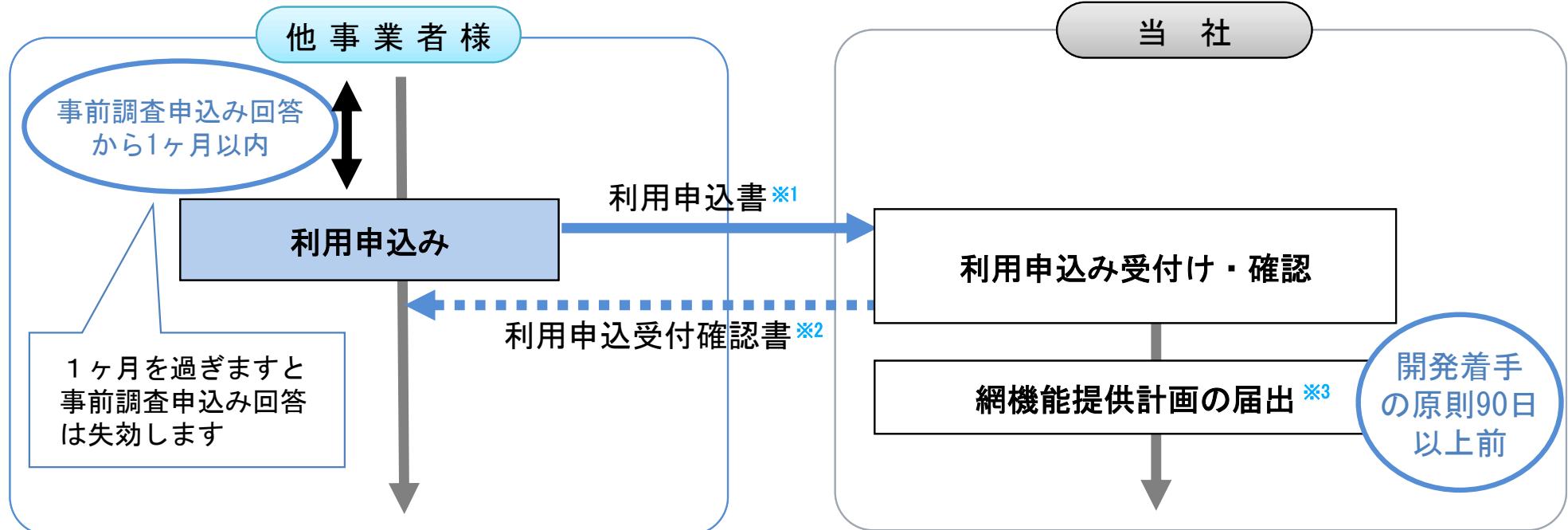
○ご要望内容、難易度、総開発量の変動等により1年以上となる場合もあり得ます。

#### ※2 ○接続用ソフトウェアの開発完成前に書面による中止の申込みがあった場合はこれを承諾します。

○中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用は負担していただきます。

## IV-3 基本的な接続機能の利用(個別要望開発以外)

個別要望開発に該当しない機能（基本的な接続機能＝標準的な接続箇所において、当社を含め事業者が共通で利用できる標準的機能）については、事前調査回答から1ヶ月以内に基本的機能のご利用に関するお申込みをいただきます。



### 解説

※1 基本的機能利用申込書（接続申込書（様式12）の準用）

※2 利用申込受付確認書（接続申込承諾書（様式13）の準用）

開発する機能が接続の基本的機能である場合には、他事業者様から個別に費用のご負担はいただけません。その際他事業者様には当該機能の利用のお申込みをいただきます。当社は利用申込みがあった場合は、網機能提供計画に従い計画を届け出、インターネットでの公表及び他事業者様向け説明会（開催を求める他事業者様がない場合を除きます。）の後、開発に着手します。

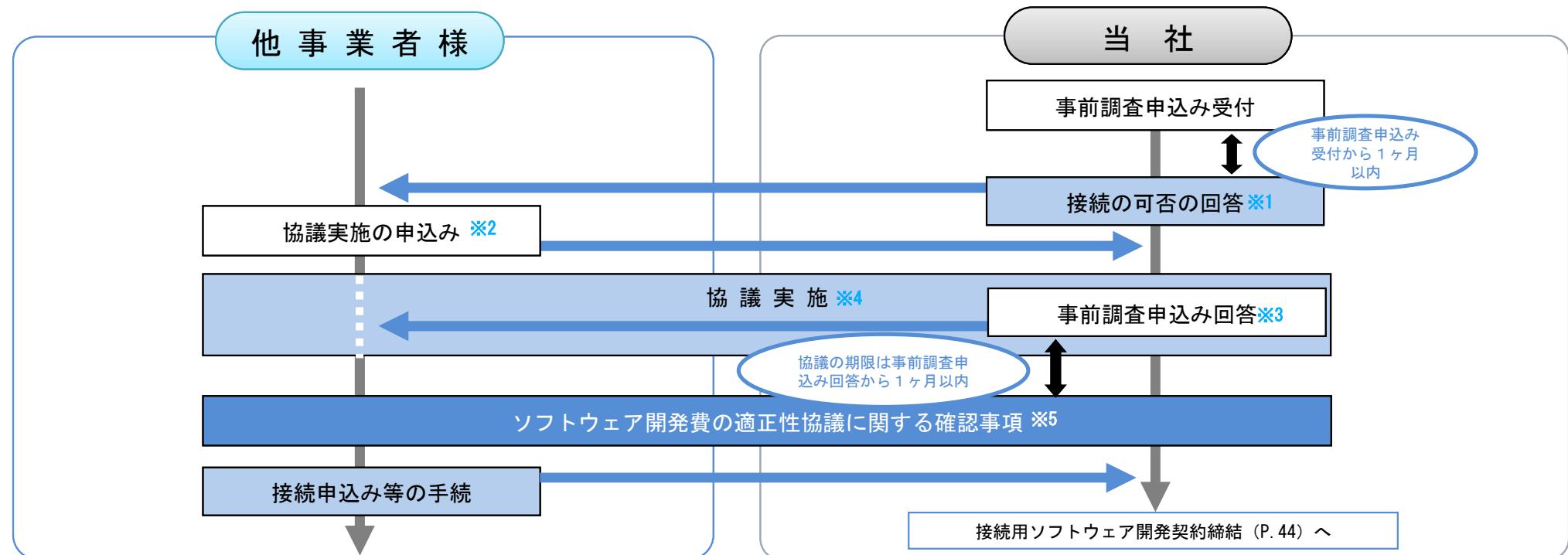
※3 「網機能提供計画で届け出た機能のご利用について（P. 48）」をご参照ください。

## IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み(個別要望開発)

原則として、接続の可否の回答後、他事業者様からの「協議実施の申込み」をもってソフトウェア開発費の適正性に関する協議を開始いたします。協議は、他事業者様の協議申込み後、事前調査申込み回答（概算回答）の有効期限内（回答後1ヶ月以内）に実施し、協議内容について確認事項を締結します。ソフトウェア開発条件で合意した場合には、接続のお申込みをいただきます。



接続約款第14条～第15条



### 解説

※1 「III-1-② 事前調査申込回答 (P. 27)」をご参照ください。

※2 協議実施の申入れ

協議の実施をご希望の場合は、事前調査申込後隨時受け付けます。

協議実施の申入れに関する様式等はございません。

※協議を実施した場合であっても、接続約款に記載する標準的接続期

間に変更はございません。

※3 事前調査申込回答

事前調査申込回答時に開発規模、価格情報を提示します。

### ※4 協議の内容について

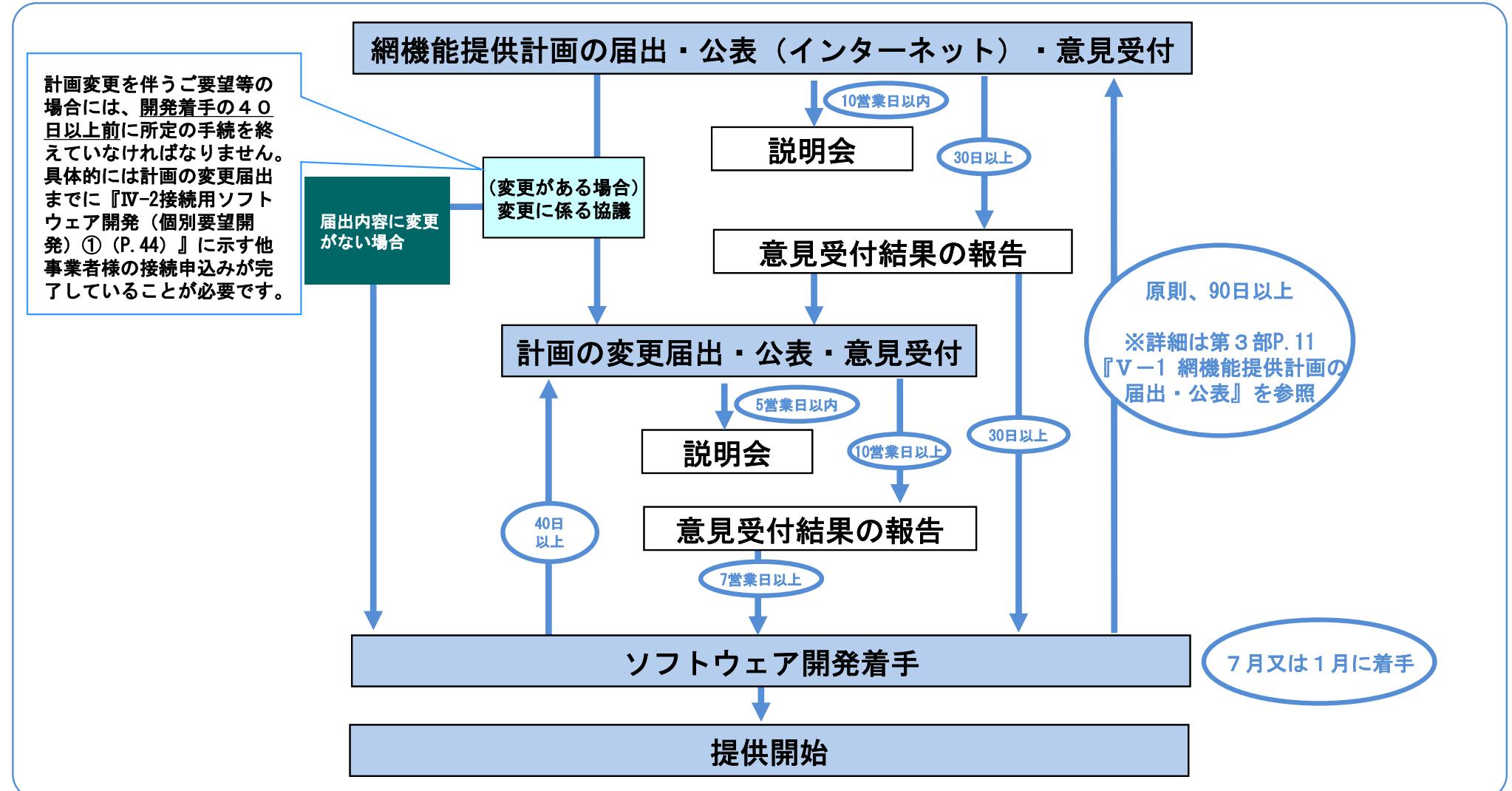
- 事前調査申込回答前：他事業者様の見積り作成に関する情報の提供、および仕様の確認等を行います。
- 事前調査申込回答後：当社の作成した見積りをもとに開発規模の適正性と仕様の見直し等について協議しますが、より協議を有意義にするために他事業者様においても見積りを作成し開発費、開発規模、単価等の情報を提示していただくことをお勧めします。
- ※他事業者様が見積書を作成されない場合であっても協議は実施します。

### ※5 ソフトウェア開発費の適正性協議に関する確認事項

- 他事業者様には、協議の継続／結了についての判断をしていただき、その内容について当社と確認事項を締結します。接続のお申込みの際は、接続申込書を提出していただきます。  
協議の継続の場合、概算回答の内容は原則として無効とさせていただきます。

## (参考) 網機能提供計画で届け出た機能のご利用について

当社では事業法の規定に基づき、当社自己利用及び他事業者様との共同利用のために開発を行う機能を、網機能提供計画として総務大臣に届け出ています。計画概要については情報webステーションで公表し、他事業者様向け説明会も実施しております。どうぞご活用ください。



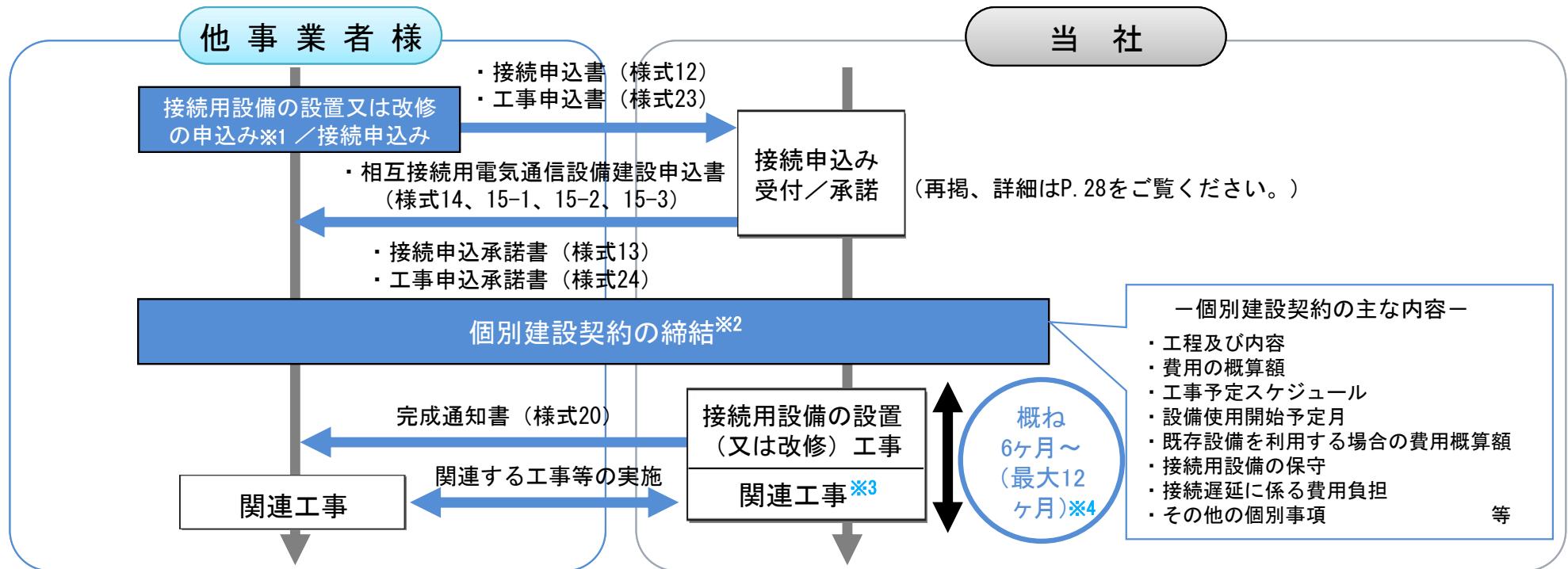
## IV-5 個別建設契約・設備工事

当社の接続用設備の設置又は改修工事について『個別建設契約』を締結し、工事に着手します。

当社は個別建設契約締結後概ね6ヶ月～（最大12ヶ月）で工事を完了します。（具体的な期間は個別建設契約の中で取り決めます。）



接続約款第21条～第29条及び第38条



### 解説

※1 接続用設備の設置又は改修を要するときは、接続申込みと併せて接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。

※2 当社接続用設備の完成(又は改修終了)後、検査及び試験を実施し、完成通知を書面で行います。

接続用設備設置(又は改修)の変更・中止は、接続用設備の完成前であれば可能ですが、その場合個別建設契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。  
また変更の場合、ご希望完成時期のお申込みをお受けできないことがあります。

〔変更、中止の申込書〕

・相互接続用電気通信設備建設変更申込書(様式16)

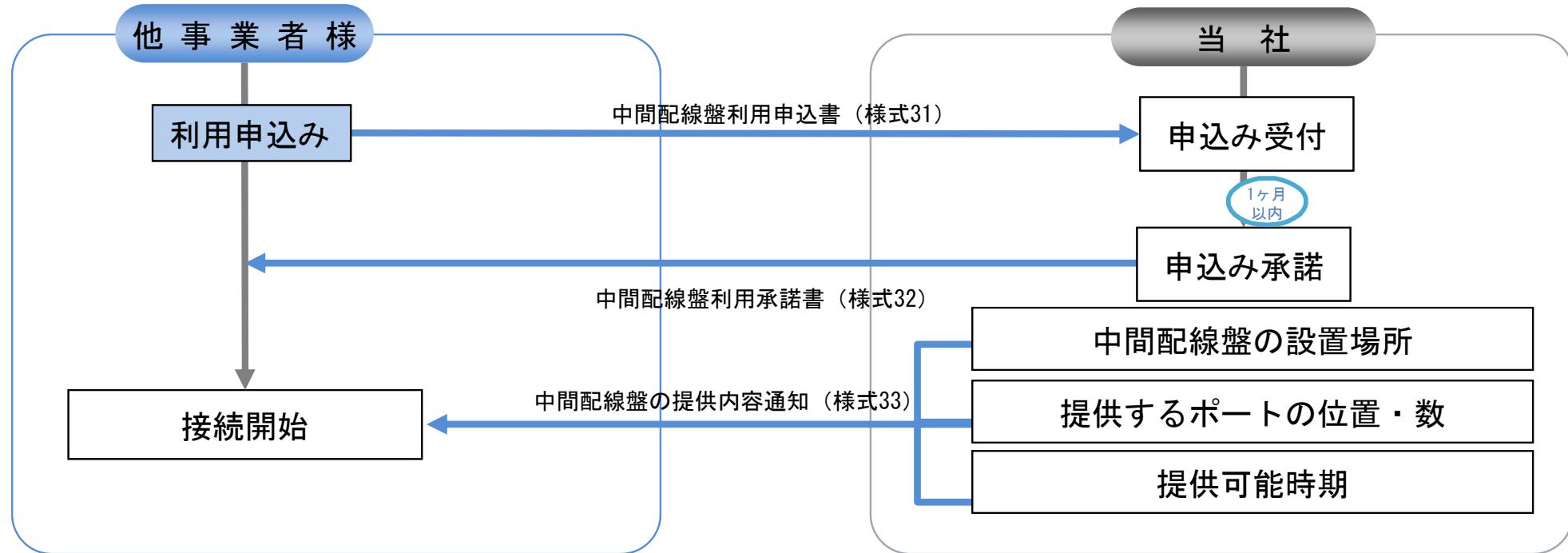
・相互接続用電気通信設備建設中止申込書(様式18)

※3 関連する工事(相互接続試験等)があれば、他事業者様と連携をとり併せて実施します。必要に応じて工事実施に関する覚書を締結し、関連工事についての詳細事項を取り決めます。

※4 現在当社と相互接続を実施している他事業者様で、軽微な工事等(トランスレータ変更工事等)による接続の場合は更に短期間で接続開始いたします。(最大6ヶ月)

## IV-6 中間配線盤に係る手続き

I P 音声での相互接続に伴う当社の中間配線盤との接続にあたっては、中間配線盤利用申込書を提出していただきます。当社は、申込みの到達した日から 1 ヶ月以内に中間配線盤の利用の申込みを承諾します。この場合において、当社は中間配線盤利用承諾書と併せて中間配線盤の設置場所、提供するポートの位置及び数並びに提供可能時期を通知し、当社はその内容に従って非現用ポートを保留します。※1



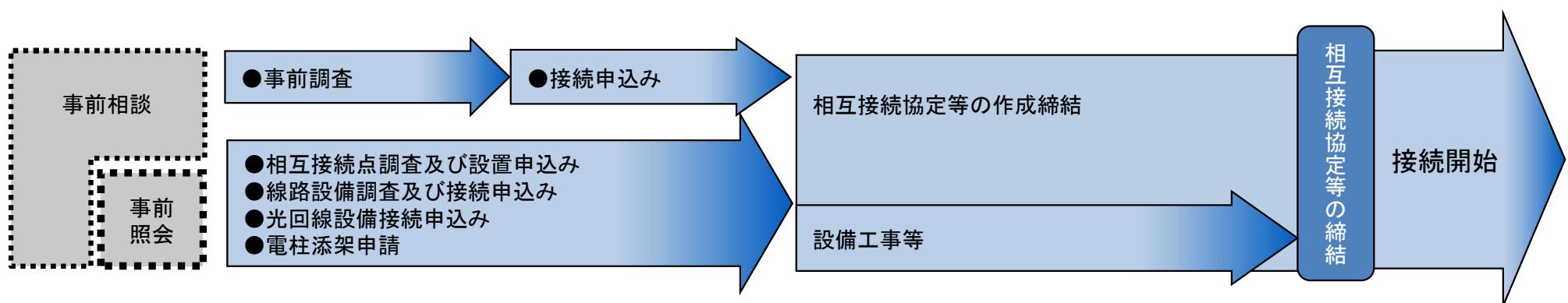
### 解説

※1 中間配線盤の設置又は改修が必要な場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から 1 ヶ月を超えて回答する場合があります。

# V 相互接続協定等の締結

## V-1 相互接続協定等の締結

## V-2 接続に関してご協力いただく事項

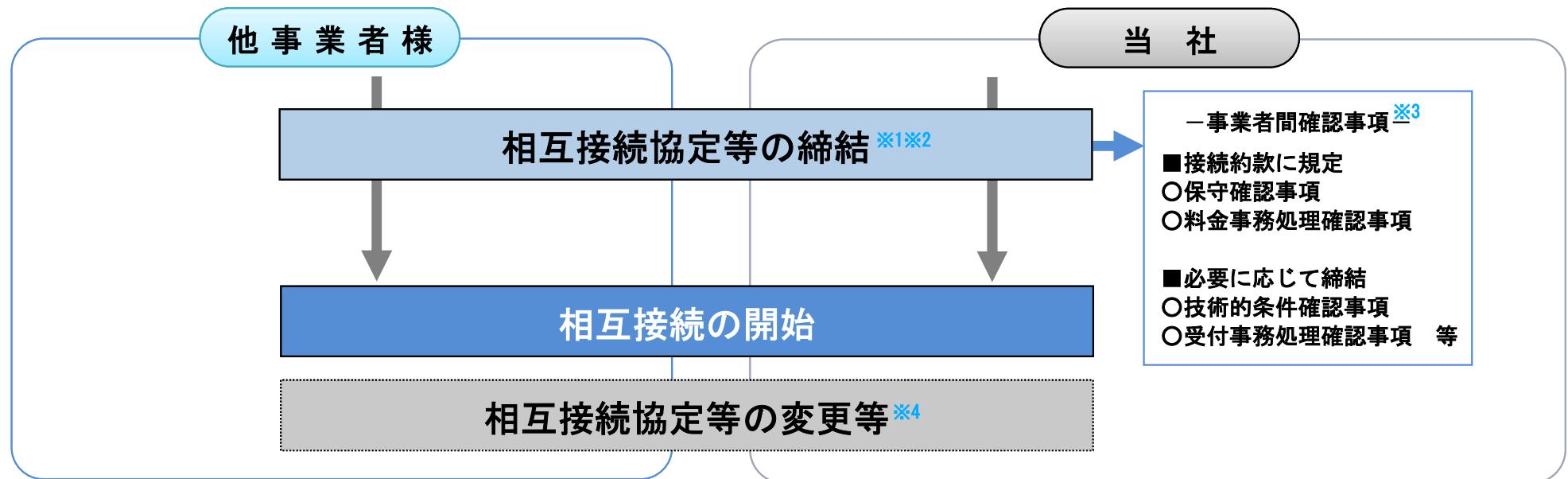


## V－1 相互接続協定等の締結

相互接続の開始までに相互接続協定を締結します。また、接続開始後の具体的な事務処理方法等の取り決めとして、必要に応じて事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。



接続約款第40条～第46条



### 解説

- ※1 設備工事等と並行して、相互接続協定を締結します。
- ※2 総務大臣の認可を受けた接続約款に基づかない当社又は他事業者様の接続条件に係る相互接続協定は、総務大臣の認可が必要です。
- ※3 接続開始後の具体的な事務処理方法等の取決めとして、右に示す事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。保守確認事項、料金事務処理確認事項以外にも、必要に応じて他の確認事項や契約を締結します。
- ※4 協定上の地位の移転、協定上の地位の承継、協定の変更、協定の解除、協定の消滅。

### 〈事業者間確認事項の概要〉

区分	主な取り決め内容
保守確認事項	網の相互接続の円滑な運用を行うため、事業者間の保守に関する基本事項（各措置のフロー、連絡窓口等）について確認
料金事務処理確認事項	料金等の請求又は支払いに係わる事務処理を円滑に進めるため、精算額の算出方法及び具体的な決済方法、申込み者に対して了解を得るべき事項等（DSL等接続専用線サービスの専用申込みに関する事務処理等）について確認

## V-2 接続についてご協力いただく事項

円滑な相互接続のために以下の事項等についてご協力いただくことになります。



接続約款第47条～第52条

### ■守秘義務

- ・接続にあたり相互に知り得た技術情報、経営情報及び非公開情報に関する秘密を厳守し、目的外に使用しないこととします。（法令上必要な場合又は相手側から書面による同意を得た場合等は適用外とします）

### ■必要事項の通知

- ・名称の変更、事業の休止／廃止、事業の許可、相互接続点の追加・変更・廃止等相互接続に関する情報について、互いに書面により通知することとします。

### ■トラヒック又は回線数等

- ・相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等について、当社に通知していただきます。

### ■保守等

- ・相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないよう努めることとします。
- ・接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。
- ・設備の保守に関する具体的な事項について協議の上「保守確認事項」に規定することとします。

## (参考)接続試験の概要

新たな接続を行うにあたっては、必要に応じて以下の接続試験を実施します。

区分	概要
相互接続試験	<ul style="list-style-type: none"><li>○サービス開始前に事業者間の通信の正常性を確認するために、運用を行う実際の設備で行う確認試験です。</li><li>○相互に必要な試験項目については、特に費用の請求はいたしません。 ※疑似ネットワークによる試験ではありません。</li></ul>
事前接続試験	<ul style="list-style-type: none"><li>○必要に応じて、事業者間の接続における技術的条件の事前確認をするために、疑似ネットワーク環境で行う試験です。</li><li>○試験実施にあたっての具体的な設備構成やスケジュールについては、個別にご相談させていただきます。</li><li>○他事業者様のご要望に基づいて実施する場合は、費用を請求いたします。</li></ul>

## VI お問い合わせ・申込み等の窓口

区分	窓口	連絡先
現在接続を行っている他事業者様	相互接続推進部 接続営業部門 各営業担当者が承ります	
新規に接続を希望する他事業者様窓口※	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4125
<p>・次の申込み（様式）は本社相互接続推進部にて承ります。 〔様式NO：6、14～16、18、25、26、28〕</p>		

※PPPoE、IPoE、中継局接続に係る非指定設備への接続（IP通信網県間区間伝送機能の利用等）を含みます

## 第3章

# 各種樣式

# 各種様式について

当社の各種様式は、以下のホームページよりダウンロードできます。

## ●情報webステーション

「第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」

<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons1/index.html>